

# 佐賀平野の水を考える



日本一の干満差を有する有明海の湾奥部に流入する筑後川。

筑後川は流域面積 2860km<sup>2</sup> の九州一の大河であり、有明海へ流入する河川全体の流入量の約 40% を占め、土砂供給も含めて、干潟の造成等、有明海環境の形成に多大な影響を与えていました。ですから、筑後川と有明海の水環境は、密接不可分な関係にあります。

筑後川流域の人々は筑後川の恵みを享受し、またその恵みをさらに増大させるため、自然の持つ水循環に手を加えてきました。そして、この筑後川の恵みは、流域を超えて今では福岡都市圏にまで及び、筑後川の水と人とのつながりが広域化してきました。筑後川の水の恵みを通じて、「筑後川流域」「有明海及びその沿岸域」「福岡都市圏」は、『水共同域』を形成しているといえます。

有明海再生機構は、平成 17 年度に有明海の再生・創生を目指して学識経験者を中心に設立され、調査研究分野の活動を中心として、有明海環境の変化に対する原因究明や再生へ向けての取り組みなどを実行してきました。

有明海再生機構では、平成 28 年度から 30 年度の 3 カ年において、一般社団法人北部河川利用協会の支援事業として、「筑後川水循環課題抽出事業」を取り組んできました。これは、筑後川流域や有明海の水環境の課題を抽出、整理し、この『水共同域』の関係者を対象に、筑後川の水の恵みに感謝するとともに永続的に水の恵みを享受できるよう、課題に対する关心と対応を促す啓発活動を行うこととしています。

平成 30 年度は佐賀平野に焦点を当て、「佐賀平野水問題研究会」と共催で「佐賀平野の水問題について」勉強会を実施しました。

このレポートは、その時の講演者の講演内容やその後に行われた総合討論の内容をまとめたものです。多くの方々に目を通していただき、佐賀平野の水に関心を持っていただければ幸甚に存じます。

## ○川上

皆さん、こんにちは。ようこそおいでいただきました。

今日、県は議会で忙しい中だと聞いています。武雄河川は先週まで会計検査ということでご苦労様でした。そして今日は七戸先生、本当に忙しい中ありがとうございます。

今回こういう会を設けさせていただいた趣旨説明を若干させていただきます。七戸先生が出された水利についてのレポートを古賀先生が私のところに送っていました。それがきっかけで、七戸先生をお招きして佐賀平野水問題研究会の勉強会をやろうということで思い立った次第です。

佐賀平野水問題研究会は有志の会であります、私が代表をさせていただいている。もう 1 つ私は有明海再生機構の理事長という肩書きもあります、今回の企画は有明海再生機構も共催的な役割をさせていただいている。

佐賀平野の水の勉強は有明海再生機構の活動の一環でもあります。有明海というのは皆さんご存じのように、非常に特色のある海です。湾奥部に筑後川が入っていて、有明海に注ぐ河川の淡水のうち大体 4 割の水が筑後川から入ってきていて、非常に影響が大きい。それと湾奥は日本一の干満差を有する。有明海環境の形成に筑後川の影響は大きいわけです。ですから、有明海環境を考えるうえで筑後川の勉強をしっかりとやらないといけないということで、一昨年から「筑後川水循環課題抽出事業」というテーマで助成金をいただきながら取り組んでいます。

今日は、水利権をテーマに基調講演を七戸先生にお願いをし、その後皆さんと一緒に佐賀の水について考えたいと思いますが、その前に古賀先生と私が簡単に 10 分程度話題提供します。

この 3 人が今日のスピーカーですけど、3 人に共通の関係がありまして、今から議論する内容とも関係がありますので、それをちょっとお話ししたいと思います。

今日は水資源機構がお見えですけど、筑後川下流用水事業の水利権が処分されたのが平成 7 年で、私が当時九州地方建設局の河川調査官をしていた時に担当しました。この事業は全国一の広大な受益地域を対象としていまして、いろいろな問題が内在して難しい水利権でした。根幹的な課題を整理して、3 年間の試験通水という形で暫定的な水利処分をしました。とにかく前へ進めようということで判断した案件です。

それから私がこの水利処分をしたこともあるって、本省で水利権の担当専門官を 3 年間やることになります。その時に七戸先生とお知り合いになる機会を得ました。

水利権業務というのは制度を扱う水政課と技術的審査を行う開発課の両方でやっています。水政課のほうで水利制度研究会という勉強会がありました。これは東大法学部の小早川先生を座長とした研究会であり、そこで今日的な水利の問題についての検討や新たな制度設計についての議論がありました。それともう 1 つ、河川審議会管理部会というのがあって、これは河川法に位置付けられた唯一の部会で、その管理部会で今後の水利制度のあり方について議論していただき、提言を出しました。その時に七戸

先生にお世話になったということです。

もう1つ付け加えると、提言の制度設計をする時に、具体的な現場を事例として検討することになるのですが、そのモデルが嘉瀬川流域でした。嘉瀬川流域は筑後川下流用水の水利権の対象地域でしたから、まさに私が河川調査官時代に経験した水利処分案件が生きてくるわけです。

ちょうどその時に地元では、古賀先生を中心に地域環境用水の研究会をやられていました。筑後川下流用水の水利処分での積み残し課題であって、一つが六角川河口堰の整理ができなかったこと、もう一つが雑用水の取り扱いで未整理のままでした。

嘉瀬川の雑用水、聞きなれない言葉ですけど、雑用水という言葉が水利目的に記載されていて、それをどう取り扱うかということがペンドィングになっていました。その雑用水の取り扱いを地元では地域環境用水(正確には雑用水と同義ではない)と言って古賀先生を中心に研究会をやられていて、そんなこともあって、水利制度研究会で現場が分かる人を呼ぼうとなった時に古賀先生にお声掛けしました。

そこで古賀先生、七戸先生と私の出会ったという経緯がございます。

そういうことで、平成7年ぐらいから平成20年の間での本省や地元での嘉瀬川を中心とした取り組みが、今日の話題になります。今ある嘉瀬川の水利秩序の基本的な議論がなされていて、そのことを踏まえて嘉瀬川を中心とした佐賀平野の水について今後の課題も含めて、残りの1時間で議論をさせていただくことになると思います。そんな位置づけで、今日の勉強会が設定されたと理解していただければと思います。

具体的な話の時にまた私の方からもさせていただきますが、まずは佐賀の水問題に限らず、戦後の水利の基本的なところを七戸先生からお話をいただきたいと思います。七戸先生よろしくお願ひいたします。

## ○七戸

よろしくお願ひします。資料に沿って、オールジャパンの戦後の水政策、ちょうどあと2カ月ぐらいで平成も終わりますので、そこまで含めてオールジャパンの水政策の変化について回顧して、次の元号は知りませんが、次はどう動くかという予測までやってみたいと思います。

僕は法律屋なので、三権分立の立法・行政・司法の中の司法が中心になりますけれども、資料は多分一番詳しいものをご提供できていると思いますので、ご参考になさってください。

まず資料1、平成期は、立法にしても行政にしても司法にしても昭和期のしっぽを引きずっていますので、その確認からまいりたいと思います。

昭和20年代～30年代、昭和39年までは旧河川法が効いているわけすけれども、旧河川法というのは皆さんご案内のように、治水中心であります。戦後の河川立法、河川行政というのは、治水から利水へと変わっていき、現行河川法で利水が入ってくる、一言で言えばこういう流れになっています。

次の「治水・利水上の問題」というのはどういうものがあったかというと、戦後のカスリーン台風が大きいわけです。首都圏が水没した、これが明治43年の大洪水以来の洪水でして、この時に江戸川で付け替えをやった時と同じ程度でありまして、今の八ッ場ダムも含めてカスリーン台風で洪水が起きないようにというのが至上命題になって、今まで続いているわけです。

昭和34年には伊勢湾台風、これは日本至上最悪の台風で、何千人という死者が出た最悪の台風です。室戸台風というのは戦前にあって大台風が発生したのですが、当時はまだミリバールでしたけれども、一番気圧が低い最大級の台風が第2室戸台風と言われています。これが昭和期の治水問題では大きな歴史になっています。

一方、利水の側がむしろ問題であります。あとでお話ししますけれども、最初に手当てがなされたのは電源でした。戦後の回復の時に水力発電を使って電力供給というのが考えられたんですけども、その一方で産業を復興させるために水が必要になったわけですけれども、太平洋戦争の時にダムを破壊する、爆撃するということはあまりなかったみたいです。

ですが水力が弱かったので、少なくともダムを使って貯留して揚水を供給するというのはまだできていなかったので、地下水が汲み上げられたために地盤沈下を起こす。そのために表流水への転換政策が起こったんですけども、まずはゾーニングといいますけれども、ある地域だけでは揚水してはいけないという形で、進んだのは旧通産省、現在の経産省が工業用水法とか流用水法とか、そういうので揚水規制を敷いたのが昭和30年代の初めです。

昭和30年代になると、ここに書いてありますように濃尾平野、筑後・佐賀、あるいは関東平野北部の埼玉あたりで地盤沈下が深刻化するんですけども、これに手の打ちようがなくて、要綱が出されたのが昭和の後期から平成に入ってからです。それまでは手を打てなかつた状況で、どうしたかというと表流水への転換政策が昭和30年代から始まるわけです。

そこに基本的な施策の特徴というのはここに書かれていますように、水資源機構も昔、水資源開発公団と言っていたように、ディベロップメントです。水資源を開発するという形です。先ほども申し上げたように、水資源、利水の側は発電用水が一番早く、昭和27年に電源開発促進法ができます。これは何かというと、まだGHQの時代です。財閥解体と同じような形で、日本発送電が解体されます。そして今の北海道電力とか東北電力などに分割されるわけですけれども、まだまだ力が弱くてダム建設ができなかつたわけです。

そのために今言われるところのJ-Power、本名は依然として電源開発株式会社ですけれども、それが造りまして、電力目的でダムを造るのが始まりです。これが昭和27年です。

その次にできてきたのがいわゆる直轄ダムのやり方の公共投資です。つまり特定多目的ダム法を使って、いろんな利水目的でダムを造れるような立法をして、公共投資を行う。

その次に出てきたのは水資源開発促進法とワンセットで水資源開発公団法ができます。この公団とか

水資源開発法の側は全総計画、全国総合開発計画とワンセットの立法です。こういう感じで、集大成が39年の現行河川法で、利水が入ってきます。これが昭和30年代です。

40年代に入りますと、大きく変化するのが45年の農水の減反政策への転換です。これによって、今まで開発といっていたのが、農業用水が減るんだから、これをほかの工業用水とか上水に転換させてしまおうということを建設省が考えるわけです。

資料2をご覧ください。これに対して農水側は防衛しようとする。防衛のための理論装置が多面的機能論と言わっているもので、農業用水というのは灌がいだけに尽きないんだと、修景とか農村地帯のいろんな目的に使われているんだというので防衛しようとします。今はそうでもないかも知れないけれども、この頃の農林省と建設省の闘いというのは熾烈なものがありました。

その一方で、昭和40年代に入りますと、資料2にありますように公害問題が顕在化して、昭和45年の減反政策と同じ年ですけれども、公害国会で14法律が制定・改正されて、翌昭和46年に環境庁というのが出てきて、新たなセクターとして治水の河川管理者、利水に関して上水は昔の厚生省、発電については昔の通産省と農水省に加えて、環境という新しいセクターができてきたわけです。

50年代から60年代の昭和期の最後に関しては、農業用水の多目的用水論というのは、地域用水というより農業、農村みたいな形の地域のための水なんだという理論装置に発展します。そしてそれが今の農業、農村、今の農業関係の基本法、昔の農業基本法ということを全部変えてしまって、農村地域みたいなものを基本法に変えてしまう形まで転換したわけです。

一方、環境省は積極的に水質行政に関わってきます。水質に関しては、公共用水域のどこに入っているが、有明海のような海であろうが、筑後川の河川であろうが、あるいは河川以外の水、クリークであるとかも全て、水質行政は俺たちの管轄なんだという形で積極的に介入してくる。後でもお話ししますけれども、これで最初にぶつかったのは、水質の厚生省の管轄の飲料とのぶつかり合いです。

例えば、おいしい水とか言っていますけれども、あれで厚生省は怒り狂ったわけです。あれは環境省であって、あれは飲料に適さないものも厚生省の基準では随分ありますから、そのようなぶつかり合い一番熾烈な争いを環境省と演じたのが厚労省であります。

そんな状況で、河川管理者の側は次第に環境問題についても、一方では農水省、一方では当時は環境庁との関係で見ていかざるを得なくなった。そして平成に入るというわけであります。

それで資料2の下からが平成期でありますけれども、まず平成期の立法と行政だけ見てみると、自然的な要因としてこれはお手元の資料9以下に年表を細かくあげております。初めの頃はちょっとふざけて昭和天皇死去とか手塚治虫死去とかそんなことを書いていたんですけど、途中から遊びはやめて、きちんと自然災害だけをやっています。

それで資料2を見てみると、平成3年には噴火では普賢岳で死者が相当出たわけですね。阪神淡路でも3000人出たんでしたっけ。有珠山の噴火の時も、平成に入る前にも有珠山は噴火して死者が出てい

るんですけども、この時は4000人ぐらいが避難したんです。ハザードマップが配布されていて、なんと死者はゼロだったんです。この時の経験から、ハザードマップを洪水でも何でも使おうということが始まります。そして最近では東日本大震災から御嶽山の噴火、熊本地震、大阪府北部地震というのが平成期の地震です。

資料3に水害と土砂災害ですけれども、これは枚挙にいとまがないというよりは、地球温暖化の影響なのか、最近では集中豪雨の被害が昔に比べてひどく顕著になっているわけです。

これに対しては小刻みにいろんな法改正が行われていて、平成期で多いのは水防法の改正を非常に細かく行っています。立法が動かないというのは、実は動く時はものすごく早いです。ものすごく早く動く。

例えばちょっと見てみると、これも参考のためだけに書いてみたんですけども、立法がどれほど動くのが早いかは、例えば資料10で平成11年の10月26日に桶川ストーカー事件というで、女子大生がストーカーに殺されました。直ちに議員立法で、翌平成12年5月にストーカー規制法を作る。これは与野党関係なしで、満票です。だから動く時には早いです。

最近では、資料12の一番下ですが、平成25年10月8日に三鷹ストーカー事件でタレントをやっていた女子高生が殺されます。まだ結審していませんけれども、翌年26年にはリベンジポルノ法ができるという具合です。これも議員立法で与野党関係なく全員賛成です。動くとなった場合には立法はものすごく早く動くわけです。

ところが河川関係に関しては、なかなか河川の事業実施の計画についてはいろんな利害が対立して動かないんですけども、土砂災害等については比較的早く動くんです。予算も取ってくれるし、動きます。

一方、渴水に関しては資料3の真ん中に書かれていますが、平成6年渴水があって、僕も川上理事長とお会いしたのは、僕が仕事に入り始めたのは平成6年渴水の頃で、先ほどのお話を聞いてこの後だったのかというのを思い出したんですけど、平成6年渴水の時には本当に旧建設省の本省は格好良かったです。福岡のほうが昭和期以来の渴水になっていますけれども、川上理事長はその時は東京ですか。

○川上

福岡でした。

○七戸

福岡でしたか。それは大変でした。

東京の時がすごかったのは、水がなくなるというので、まず小河内ダムを全部開けようと言って、そういう時というの本省はすごいですね。東大卒の35~36歳の課長補佐が東電に電話をかけろと言って、電話をかけたら「東京電力です」と言ってホットラインで社長が出るんです。それで開けてくれと言って、それを開けさせちゃう。あと2~3日しかもたないのでどうすると言って、全国からポンプ車を集め

て、霞ヶ浦から利根大堰までポンプでつなげろというんです。そんなことができるんだ、みたいな。35ぐらいの課長補佐がそんなことができるんだと。結局は雨が降って何とかなりましたけれども、そういうことを見ました。

そのあとでも、ちょっと年表を見ますと、平成7年の地下鉄サリン事件のあと、4・15テロというのは公安から漏れてきて、資料10の平成7年3月20日が地下鉄サリン事件でその後逮捕者がどんどん出てくるわけですけど、それに対抗してオウムがテロをやるんじゃないかというので、新宿辺りは戒厳令に近いものが敷かれたわけです。

公安の情報だから間違いないと思うんですけども、東京の金町浄水場にサリンを撒くという情報が入ってきて、どうしたかというと、やっぱりそれも30代の課長補佐クラスが全国の自治体警察に応援を頼んで、金町浄水場の周りに1メートル置きに警官を立てたんです。そういうことをしたのが平成初期の、利水関係の時代の話です。

元に戻りますけれども、資料3です。社会的要因に関しては、まず用水需要がバブル崩壊以降に農業用水のみならず、工業用水、水道用水も供給過多に転じます。工業用水に関しての原因というのは、節水の進行です。一方、水道用水は日本の人口減少を受けて、新水道ビジョン自体で平成25年の目標みたいなものですけれども、事業規模の縮小まで言及し始めていくわけです。もう利水の需要はないということをユーザー側が言ったわけです。

その一方で環境問題への注目はどんどん高まっていきます。したがって環境行政を誰が所管するかということが大変な争いになって、セクショナリズムが激化したのが平成初期であります。

特徴的な施策、資料3の下側ですけれども、平成期の河川行政、河川立法に関しての特徴的な施策を5秒で述べよと言われたら、平成9年の河川法改正と平成26年の水循環基本法、この2つに尽きます。

まず平成9年の河川法改正の目玉というのは、河川法の目的に環境を入れたということで、これによって河川管理者は環境の側にも施策を打てるようになった。法的な根拠で。もう1つは、河川整備基本方針、河川整備計画よりも下のところで、地域の意向を反映した計画制度、地域住民の意向を反映する施策というのを取りことになった。これが大きいです。

もっとも国交省自体の施策に関しても、一般市民はそう思ってるみたいですが、国交省それ自身も新規ダム一辺倒、建設一辺倒から、既設ダムの効率的活用へという形で、利根川とか筑後もやっていますけれども、ダム連携を行ったり、運用の操作ルールを変更したりするような形になります。ダム群連携でも確かに利根川か鬼怒川で古賀先生とご一緒した記憶があります。

それからもう1つは、先ほどのハザードマップとの関係ですけれども、「防災から減災へ」という形での発想の転換。今までの鉄壁の守り、鉄壁の堤防と大貯水量を誇るダムの建設というものから、そういうなくてもとにかく死者は出さないという形での哲学が、内部においても相当転換しているというのが分かります。

そして水循環基本法はかなり大きい。川上理事長は最初のごあいさつで河川と海と言いましたけれども、今は全てがシームレスになっています。

したがって、海に関する施策と川に関する施策がばらばらであってはならないし、土壌に関しても地下水が汚染して、河川も汚染して、海も汚染するみたいな形の循環系全体を見た時の総合的、統一的な施策の側に移る時期に来ているんですが、競合というのはアンブレラ法の核の部分でして、そこからアンブレラの傘の骨のように、1つ1つの法律ができるこなきやならないんだけど、まだそこはできていないので、この次の時代の話になってくると思います。

資料4の(4)～(8)までは重要なイベントで、(4)に関してはドラマであります、国交省の方がいらっしゃったり、機構の方がいらっしゃったり、いろんな方がいらっしゃって、私は全然無関係なので空気を読まずに淡々とお話をすると、この委員会がすごかったのは、宮本博司さんという人物のキャラクターが一番強かったです。

この方は何でこんなリベラルなことをやったのかというと、長良川の事務所長で、こんなに罵り合うのは嫌だと。あるいは利根もやったのかな。そういうのでとにかくきちんと地元の声を聞かなきゃ駄目だという哲学を持った方でした。けれども八ッ場ダムの場合もそうですけれども、これに対して本省とか地整側が反撃に出るわけです。その結果、穴あきダムとして大戸川ダムできあがった。

次が田中康夫ですけれども、この人が平成13年なので結構昔のことだったんですね。「脱ダム宣言」をやるんですけども、3期目の選挙直前に平成18年8月豪雨があって、それで落選するんです。そして新知事は「脱・脱ダム宣言」という形を発表する。新知事は1期で辞めましたね。

次の嘉田由紀子さんは有名な学者知事ですけれども、マニフェストで「ダム凍結」をしました。結局、丹生ダム建設は中止されることになるわけです。

これは九州で、熊本の樺島郁夫さんの時は、荒瀬ダム撤去。これも二転三転、かなり迷ったようですが結局は中止。去年の3月に撤去完了で、住民側は上流にあるダムも撤去しようということを言っています。ただ、日本のダムでここにお集まりの方にとっては釈迦に説法ですけれども、一番堤高の高いダムは黒部ダムで189メートルですけれども、荒瀬ダムは堤高25メートルのダムなんです。なので影響が大きいかどうかという時には、妙な感じがします。

次の八ッ場ダムはでかいです。民主党はもともと選挙のマニフェストで八ッ場ダムと川辺ダムはやめるというのをマニフェストにして当選したので、八ッ場ダムについては事業中止を直ちに決定するんですけども、これに対して利根川はお膝元ですから、地整が全力で阻止しています。こういう光景になっています。

今までのお話は僕などよりもここにお集まりの皆さま方のほうがよくご存じの話ですが、これから資料5以降の話が僕の専門でありまして、この資料では300ぐらい、平成期の判例を挙げています。これで網羅していると思います。

平成期にどういう判例があって、どの傾向があったかというのは、この一覧をご覧いただければだいたいの話は分かるかと思います。順番にお話をします。

資料5の「1 河川の使用と規制」と言われているものは、河川法の23条以下の流水占用許可とか土地の使用とか掘削とか、そちらの関係の判例を集めています。

まず使用許可の中の流水の占用許可では、なかなか面白い判例があります。例えば77の泰阜ダムの話ですけれども、ちょっと資料30を見てみてください。泰阜ダムというのは中電の電力ダムです。これに対する水利使用許可をやめろという形で下流住民が求めた事案であります。資料30に書かれておりましますように、控訴棄却というのは請求が棄却されて住民が控訴して、控訴を棄却された。つまり認められなかったというわけです。

これは釈迦に説法になりますけれども、天竜川あたりの川というのは堆砂がひどくて、どうにかしなければ埋まってしまう形になっていることも影響がでています。あとこれは中部電力の個人ダムだというのも影響している。

その意味では同じ思うのは、資料5に戻って158番の高瀬川の発電用水の取水許可、これも判例を見ると昭和電工です。大町市の昭和電工の発電用水の取水許可について、ここは下流住民というよりは漁業権の侵害みたいな形で求めたケースです。

それからこれは有名で248番、JR東日本の信濃川発電所の事案で、これはメーターをごまかしていたというとんでもない事件でして、その後は各電力ダムに関してもそれが発見されたという話です。結局、水利の許可処分を、JR東日本については取り消したわけです。その時の取り消し処分についての座長を僕はやったんですが、JRの時に他の電力会社についても違法なメーターを付けていたというので、他の電力会社の人たちもだーっと並んでいた状況でした。

結局、信濃川、つまり新潟県にある電力はどうしているかというと、延々と運んできて山手線を動かしているんです。その電力ロスというのは相当な量だけれども、買うよりは全然安いわけで、ロスといっても自分のものですから、年間に百数十億か買わなきゃならなくなつた。そのために起きた株主代表訴訟がこの訴訟です。このように本気を出して取り消すとすさまじく社会的な影響が出たので、平成期で象徴的な判例ではあります。

もう1つ象徴的な判例というのが、土地の占用許可(河川法24条)関係のプレジャーポート問題です。これは平成期の初めからすごく問題になっていて、先ほどの事案みたいな形では、例えばJR東日本側から何とかしてくれという訴訟が提起されないわけすけれども、プレジャーポート問題に関してはプレジャーポートを持っている側から随分と不服申し立てが出ました。要するに既得権だという形で出た。

なおかつ問題になっているのは、さすがに1級河川、2級河川、14河川のところが出てこないんですけれども、普通河川、つまり法定外公共物のところで条例をかぶせているものについて、相当程度の訴訟が提起されたのが特徴的です。

ただ、先ほどから申し上げているように、水循環基本法によりますと、そこは法定外公共物で河川じゃないから全然違う施策になるという時代ではなくなっている。ここでは考え方については統一的に考えなきゃならない。プレジャーポートについての判例の立場は利用者については除去です。

次の砂利等の採取は昔からある判例ですけれども、これについても厳しいです。それから工作物の新築等の許可については、これは市町村とかが特別な条例等を持っていて、それが水路とかの上に、佐賀のクリークなんかもそうですけれども、その上に車を置きたいからといって蓋を被せるとか、そういうのについては相当程度の許可に対しての判例が出てきているわけです。

一方、河川に関しては、今の許可を知らずに無許可などで砂利を取ったり、堤防のそばの土地を掘削したりするについては原状回復が出てくるわけですけれども、これに対しての不服申し立て結構あるわけです。

これが通常の使用関係を巡る判例です。先ほどのJRの信濃川の発電所などやプレジャーポートを除けばさほど特徴的なものはないんですが、その次の収用からが結構平成期は大きい話です。

ダム事業とかを行って、あるいはスーパー堤防なども出てきますけれども、その事業に伴って土地収用を行う。被収用者からの不服申し立てがかなり多く出ているわけです。これは大抵の場合、不服申し立ては通りません。

ほかにも収用以外の事業に関しては特徴的なものがいくつもあって、7番とか69番とか書かれていますけれども、161番というのはすごく面白い話です。徳山ダムですけれども、これは機構の方は多分ご存じだと思いますけれども、時折あるのは、ダム周辺の土地を買い込んで、あるいは持っていた人がお得意になってダム御殿を建てるという形で、この場合はダムのそばに鉱業権を持っていたわけです。全く使っていない鉱業権です。それを買い取ると言った時に、徳山ダムの全部じゃなくて部分的にしか買取らなかつたと。それで全部儲けると思っていたので怒って訴訟を起こすと。こういう事案がもし出てきた場合には、この判例をご参照ください。

211は特徴的です。三井寺の話ですけれども、琵琶湖疏水を巡っては三井寺と河川管理者の間に熾烈な争いがもう1つぐらい判例があります。琵琶湖疏水は地下トンネルへ通す。ところが上が三井寺の土地だったわけです。土地使用権を使えないと不存在確認の訴えが出て、これは請求認容で三井寺の勝ちなんです。国交省側もすごく焦って、これは僕も携わったんですけど、川上理事長もやりませんでしたか。立体河川のこれです。立体河川の改正を行って、立法的に解決したんですけども、その前から争いが起こっていたので三井寺の勝ちになったケースです。

三井寺との間では三井寺がただで借りている河川区域について、琵琶湖疏水の改修計画か何かで補償を三井寺が要求したのに対して、その時は河川管理が勝っているんです。これの復讐戦かなと僕は思っているんですけども、こんな感じで立法化されることもある。

(4)の河川区域を巡る争いは意外と小さい闘いだなと一般人は思うかもしれないけど、結構大きいで

す。河川の流水および流水時期に関しては私権の対象になりませんけれども、それ以外の土地に関しては道路や公園と同じで、所有権は私人に属するけれどもその利用権は制限される形になります。例えば東京駅から皇居までの道路、あれは東京都道と指定されていますけれども、所有権はみんな三菱が持っています。という形で、所有と管理、公物管理というのは別物にするのが戦後の立法の仕方です。

河川に関しては、流水と流水時期に関しては、所有権まで取っているけれども、それ以外は所有と管理を分けてあります。そうすると所有に関しては税金、固定資産税はかかるのかとか、あるいは河川区域の土地と連続して自分の市有地を持っていたりすると、その区域、境目がどこなのかみたいな争いは、特に税金との関係では地権者にとってとても重要な点です。それを難な測量を行ったみたいな訴訟が結構、これは昭和期ではあまり見られなかったと思うんですが、市街化しているからかもしれませんか、そういう争いがかなり目立っているというのが資料5の河川区域です。

同じ事柄が（5）の規制に端を発する利水者内部であるとか私人間の紛争です。例えば資料5の10とか18は、河川の拡幅の工事によって、今まで建築可能だったんだけど、河川法の領域じゃないんですけども、都市開発法とかのくくりで規制がかかったというものです。

これも水循環基本法との関係でも気を付けなければならないところです。森林法の林地開発許可とか都市開発許可というのがワンセットで、河川の流水に影響を与えることというのは向こう側の基準で決まっている。こちらは河川の側で、河川管理のことをやっているから関係ないよという時代は、水循環基本法で終わっているわけです。結構こういう争いが起こって、マンションを建てようと思ったんだけれども、河川改修を行うために建てられない土地になってしまったというので、訴訟を起こしたりすることが起きているわけです。

資料6の争いなんかも、なかなか今まで考えていたのとは違うような、昭和期の訴訟というのは水害訴訟であるとかそんな感じだと思っていたんですけど、そうじゃないものが表れているというわけです。資料6の水害訴訟に関して、それから資料6は（2）が砂防ダムの話、それから水循環基本法では砂防ダムは砂防課の問題だろうというのでは済まなくなっています。河川法と砂防法は同時期に平成期でも改正されていますから、これはワンセットの施策として見なければいけない。

転落事故、（1）の水害訴訟と（3）の転落事故については、ご専門の方々へのコツなんですけれども、これは昭和期から全く変わらない最高裁判例の踏襲になっています。つまり、水害訴訟は昭和59年の大東水害訴訟で基本的には河川の瑕疵は認定しない方針です。ところが転落事故については、防護柵転落事故訴訟という昭和53年の最高裁判決で基本的に、数からしてお分かりになるように、認容判決が多いわけです。

その中には、僕もその手伝いをしたんですけども、まだ水公団時代の武蔵水路の転落事故の事案に関しては、それまでは水公団のネットフェンスがあったわけすけれども、番号では103番の事案です。これに関しては「子どもというのはネットフェンスがあればよじ登るものなんだから」というめちゃく

ちゃな判旨を言われて、大変だといって水公団の側は今ではネットフェンスを使っていません。全部縦の柵に変えた。つまり、よじ登れないような形に構造を変えたわけです。

今日もここまで来る間にクリークのところを歩いて来たんですけども、横の白いフェンスだけですよね。何で大丈夫かというと、琵琶湖疏水でもそうはなっていません。武蔵水道も琵琶湖疏水も流速がものすごく早いので、落ちたらアウトなんです。それが佐賀のクリークと違うところです。

そういう形で同じ河川事故でも水害の場合と転落事故の場合は随分違うわけです。水害の場合は水の側、川の側から見ていくわけですけれども、転落事故の場合は低内地の側、川の外の側から見るんです。つまり最高裁の判例も、転落事故というのは川に転落したわけではなくて、2mぐらいの崖のあるグラウンドに転落した事故なんです。それがそのまま河川事故に使われるわけで、転落した先が川であろうが何であろうが関係ない。低内地の側から見るわけです。ガードレールの内側の道路の側から見るという構造になっているので、結論が随分違っている。

あと、水害の側に戻りますけれども、自動車を運転していて人損と物損で、人損に関しては自賠責が効きます。その場合に同乗者で妻が乗って出たみたいな形でも下ります。自賠責の場合は保険会社に対して直接請求ができるんです。ですので自賠責を使ったほうがいいんですけども、よく起こっているのは最近の集中豪雨で車が動かなくなってしまって、その時に鉄砲水でやられたと。これは自賠責が効くんです。ところが一旦車を降りて、水に浸かったら慌てて逃げようとして溺れて死んだら、自動車を運転したことにならない。

つまり、同じ死を覚悟したなら、車から出ないほうがお得だという恐ろしい判例が平成期の判例であります。こうやって並べて見ていると、恐ろしい現象が起こるわけです。

次に河川事業の側にいきます。資料6の下ですけれども、河川事業自体の差し止め、江戸川とか損害賠償請求とかは昔からあったんですけども、最近増えて特徴的なのは資料6の下の自然の権利訴訟と言われるものです。

73番は日本の自然の権利訴訟の最初です。資料29のオオヒシクイ訴訟です。それから川に限らないんですけども、奄美のクロウサギ訴訟とか、川で言えばホトケドジョウ訴訟とか、原告名にそういうのを書くんですね。

実は僕はタイに行って自然の権利訴訟というのを、タイの行政裁判所で講演した時に、タイで初めて自然の権利訴訟を紹介した人間なんですけど、その時はそれをフェアリーテール、おとぎ話かと言われてかなりへこんだ記憶があります。

それはアメリカで起きたものですが、アメリカというのはスタンディングと言いますけれども、原告になれる資格、原告適格というのがものすごく広いんです。別にフェアリーテール、おとぎ話でやろうと思っているわけじゃなくて、日本がものの集合体を財団と呼んでいますが、財団が法人格を持ってば財団法人、人が集合して法人格を持ってば社団法人です。だから奄美のクロウサギの集合体があって、自然

保護団体が管理している、その財団が訴えを提起しているだけの話であるとアメリカは構成するわけですが、それでも、日本だと全然理解できないから、奄美のクロウサギの住所はどこにあるのかとか裁判官が聞いたりするわけです。訳分からない話です。

ということをやったりして、これは成功しないんです。今一番成功して使われているのが、資料6の下から資料7にかけての住民監査請求と住民訴訟、納税者訴訟と言われる地方自治法の242条の2のやり方です。

これが一番使われているのは資料7のところで、八ッ場ダムについて利水者か何かが出している、納税者が取水をやめろといって、全部負けますけれども、これというのはアクションとしては強烈です。つまり県議会とか県知事の選挙に影響を与えるから影響大なんです。そういう形が平成期の判例の特徴だと思います。

時間が来てしましましたので、最後の資料8です。じゃあ次の時代はどうなのかという未来予測をしておきます。

まず対象論に関しては、先ほどから申し上げているように、河川法が適用されるか、準用されるか準用されないかであるとか、海とか川であるとか、あるいは土壌であるか水であるかの区別では、施策は全部統合、一体的になると思います。これは良い悪いの問題ではなくて、そうなるという話です。

それから方法論に関しては、昔は水道水源を巡って施策を打ちあった厚生省と環境庁が、同じ内容の立法を2つ、水道水源に関する法律を2つ作ったりしたような時代も、水循環の基本法の下ではなくなるわけです。

そしてもう一つは、平成9年の河川法で取り入れられた住民の意見聴取の手続き、これはどんどん進んでいくでしょう。その際に注意すべきなのは、住民に対して十分に情報提供した上で決定させる、意向を聞くという方法をきちんとやらなきゃならないわけです。治水に関して言えば、これは河川管理者自身が取っていますけど、防災から減災へとなっている。淀川の時も基本は高水流量について計算がおかしいんじゃないかという議論がありましたけれども、それはもう成り立たなくなっている。

もともとは有効なダムサイトがあって、そこで完璧なダムを造った場合、洪水調節量をまず計算して、その次に治水安全度を計算して、それを上乗せしているところに基本高水流量があるみたいな、鉛筆をなめるみたいなやり方をしているじゃないかと国会で議論されているわけだけれども、洪水調節量とかを減らしても、その上乗せ部分を減災でハザードマップとか、要するに死者を出さなければ水害事故については判例では勝てるわけです。先ほど見たように。そうなると、もともとの基本高水流量の設定が意味ない。こういう議論になっていくんだろうと思います。

利水に関してはディベロップメントは終わった。これからはマネジメント、管理の側です。まさにそれも水資源開発公団は平成14年に水資源機構に変わって、「開発」の文字が消えています。それどころか、英語読みすると Japan Water Agency であって、Resource Agency じゃないんです。電源開発促進法

のJ-Powerだって、今宣伝しているのは海外でのプラントというのが中心になっているわけであって、水資源機構も水機構に変えて、あるいはベオリアみたいな名前にしまって、ベオリアと同じような形で水力もダムも海外と国内の水管の側に移行する。これは良い悪いじゃなくて、そうなると思います。そうじゃないと、J-Powerと同じような発展をするというのが傾向です。

というわけで、留意点はインフォームドコンセントする時のインフォームの内容については、先の先までやる。つまり、ダム建設をしないと金が浮くんだけど、その分の浮いたお金というのは老人福祉に回しますよとやるのか、それとも全ては減災のハザードマップづくりで回すのか。老人福祉の側に回します、保育園に回しますと言った時に、うちは子どもがいないからとか、うちは老人いないからという反論が必ず出てきます。回って節減した先の先まで、インフォームする必要がある。

というわけで5分もオーバーしてしまいました。以上で私の話を終わらせていただきます。ありがとうございました。

#### ○司会

先生、ありがとうございました。幅広いお話をいただきましたけれども、皆さんご質問等はございませんでしょうか。

では、私のほうからよろしいでしょうか。私は先ほどちょっとご紹介させていただきましたけれども、水資源開発を長く担当させていただいたんですけども、洪水もありますし、利水もあるんですが、今の先生の法的な課題になっているのは、環境問題とか治水の問題、安全安心の問題、そちらのほうが多くなったと思うんですけども、利水に関して水資源開発に関して、安全の話もちょっと先生からございましたけれども、その辺で何か訴訟になったような事例はあるんでしょうか。

#### ○七戸

利水に関しては、八ッ場ダムのケースのようにダムの水道水源でダム工事をしている人間に対して、県に対しての差し止め訴訟というのが連発して、これは技術として、戦略としてもすごく出ている。それは次の知事選とか議会選に影響を与えますから、これで負けていいんです、原告としては。勝つ気はないんです。

淀川に関しても、京都府とかが水道水源で下りたというので、ダムが動けなくなったりするので、水資源、Water Resource の利水部分のこれから的新規開発というのは期待しないほうがいいです。ないし、それには反対の手が挙がります。今はちょっとした東京オリンピックだと建設バブルだけれども、バブル崩壊した時に建設業界はどう動いたかというと、新しくマンションを建てても売れないわけだから、既存のマンションのメンテナンスに入った。同じように、水資源開発公団も平成10年に「開発」の文字を取って水資源機構に変わった時には、メンテナンスの側に移る。

八ッ場ダムの時でも、水需要が上がらないというのは誰もが分かっていることで、そのことは言えな

いから、利水安全度の側で何とかしようというような形で、とにかく貯金だけ増えさせようというが、今話したように訴訟が起きてきて説得力を持たない。むしろその部分というのは、八ッ場ダムで浮いた部分というのは北海道新幹線に回しますけどいいんですかとか、そちら側のほうがまだ住民には説得力があるのかもしれない。

同じように、筑後か何かの場合、そのお金をリニアモーターカーに回すけどいいんですねと。それは納得すればいいんです。インフォームドコンセントで地域住民が納得すればいい。筑後川で浮いたら東京都の保育所を作りますけどいいんですかというような全体の施策。だけどそれをまとめられるのは河川管理者ではなくて、政治家なんでしょうね。しかも全国区と思っています。

○司会

どうもありがとうございました。会場の皆さんからございませんでしょうか。

○会場

私も方向としては水循環のシステムになってくるのがいいと思うんですけども、メカニズム的にまだ不明なところがたくさんある中で、制度的にこれはどういうふうに、枝葉の法律だと言われましたけれども、どう発展してくるものなんでしょうか。

○七戸

その意味では1つは地下水に関してメカニズムが依然として分からぬと言ひながら、あるいは水源林に関してもどれぐらいの効果があるか分からぬという形でありながら、地下水、水源林に関しては条例で相当程度やっていますよね。国法のほうが地下水は全然動いていない。

だからどの形でどういう規制とか管理をやっていくのかは、別に国の法律とかあるいは国単位の事務所がやるほかに、あともう1つは司法の領域では海と川は一緒でしょうという形で、先ほど転落事故と水害は違うでしょうというのと同じ、逆向きとして海での事故は川での事故と一緒にしようと。普通河川と河川は一緒でしょうみたいな形は、判例の側、裁判の側というのは取りやすいわけです。

それから川とか海に関しても、海のそばのがけか何かに木が生えている時には、その下には魚が付くからと言われて木の保全をしたりするのが、今は海岸法の領域でできるようになっている。そういう時代になってくるので、それは全部について統合管理の時代に、それは良い悪いじゃなくて、なりつつあるんじゃないかなと思います。

○司会

ほかに会場のほうからございませんでしょうか。

ないようでしたら、古賀先生にお話しいただきたいと思います。

○古賀

皆さん、こんにちは。ただいまご紹介いただきました古賀でございます。

平成31年2月20日 佐賀平野水問題研究会

## 佐賀平野の水利用と水環境

### 嘉瀬川水利史からみた佐賀平野の水管理を考える

古賀憲一

今日は川上さんのほうから宿題が出ていまして、シナリオ自身は私の好みでありません。彼から指令でございますのでご容赦願います。

私の宿題は、ここに書いてありますように「水利史からみた佐賀平野の水管理を考える」ということでございます。個人的には佐賀平野にあ

まりとどまりたくないんです。本当は筑後川も一緒に話をしたいんですが、しょうがありません。

昔話はあまりしたくないですが、とりあえず昔話をせよということでだったので、大きく3つに分け

### 嘉瀬川水系の水利史と水問題分析

#### ① 北山ダムと川上頭首工完成から石井樋からの分派開始(嘉瀬川ダム完成前)まで

北山ダム(川上頭首工)完成前は水利慣行に関する争いが多発  
北山ダム完成と受入態勢の嘉瀬川土地改良区連合の設立を経て  
佐賀土地改良区への一本化と川上頭首工からの完全取水の開始

↓  
渇水問題や水争いの解消

総ての懸念材料が無くなった訳ではない  
嘉瀬川の河川としての機能低下  
多布施川の水利秩序の維持の困難  
頭首工からの水利権量を上回る取水(非灌漑期)と後発事業への支障

て遡って説明したいと思います。①は北山ダムと川上頭首工完成から石井樋からの分派開始。石井樋ができると水が来るようになる、その頃までのことをざっと説明します。

まず北山ダムについて、それから川上

頭首工について総括しないといけないと思うんですが、とりあえず佐賀は米どころでございますし、いわゆる水争いが多発していたと。何とか水を送れるようにしないといけないということで、いろいろありました北山ダムが出来上がります。それと併せて、土地改良組合が出来上がります。

この土地改良組合もやがて一本化されます。そうしますと上流に溜めた水を頭首工で、完全取水、言葉を悪くいうと需要者に対して、ニーズに対してきちんと水が配れるようになります。これはある意味でいくと、農業用水に関する水争いというのがおおむね解消され、あるいは問題が起こっても話し合いで何とかなるということになっております。

ただ、これで全ての懸念材料がなくなったわけではないということで、特に頭首工で水を抜かれる、

良い言葉でいえば高度に利用されると、嘉瀬川の河川としての機能が低下する。併せて、多布施川の「水利秩序の維持の困難」と書いていますが、多布施川には相当多くの樋門があります。それもある時期までは開けっ放しの状態が続いていたわけです。

そういうことが積み重なりますと、結局どこにもっと水をちょうどいいということになるわけですが、頭首工のほうにいきます。特に冬水については、水利権量を上回る水が出てくる。そうするとこの当時はまだ嘉瀬川ダムができておりませんので、このような状態で運用されると、せっかく作った嘉瀬川のほうに水が溜まらなくなるということで、計画上も問題が出ることになります。

#### 昭和30年代に佐賀県庁内の横断的組織により総合的観点から検討(分析)が実施

河川、水路の維持管理はその殆どが地方的慣習にまかされているので、許す限り権限内での管理を行うこと。とくに、大井手堰、石井樋を単一の団体にその管理の責任をとらせるようなことのないよう、川上頭首工の維持管理には十分公共性が保たるべきである。

(「国営嘉瀬川農業水利事業について ーその理解と促進のためにー」より、筆者の判断により抜粋)

分析結果からは水管理先進国で実施されている水政策分析に相当  
我が国の水行政は縦割り化により総合行政的取り組みが停滞することとなる

環境基本法、水循環基本法などにより縦割り行政の壁は低くなりつつある。が。。。

いろいろな議論をし、分析もしました。その中でかなり古い資料なんですが、昭和30年代に佐賀県庁内の横断的組織により総合的観点から分析が実施されたという証拠書類が見つかりました。その中から、今でも通用する結論と言いますか、問題提起がなされていました。

ここにありますように、これはそのまま抜粋して持ってきてています。本当はそれ以外にいくつも項目があるんですが、古いものですからそのうちのいくつかは解決されています。ただ、ここに書いてあることは今でも通用する。特に大事なことは、「単一の団体にその管理の責任をとらせるようなことのないよう、川上頭首工の維持管理には十分公共性が保たれるべきである」と。昭和30年代にこういうことを指摘するということ自体が、私にとっては非常にその当時、衝撃を受けました。いわゆる県庁の職員の方たちが、それこそ横断的に、県庁として分析をし、こういう定義をなされているということです。

これは今風に言いますと、いろんな国で水管理先進国というところはあるんですが、そこではいわゆる国で水政策の分析を実施します。それに基づいて実際に管理とかやるんですが、水政策分析を創造することを昭和30年代には実施されたということです。

それで今どうなっているかというと、先ほどの七戸先生の話にもありました、日本というのは昭和30年代、40年代、いわゆる高度成長期に入る時に縦割りが進みます。この縦割りは地方でいろんなもめごとがある時に国に任せなさいと。われわれが何とか解決しますから、国の指示にやってもらえればも

めごとをやりますよという方向で、縦割りが進むわけです。

今は縦割りによってある意味ではいろんな事業が効率的に進むことになりましたが、一方では昭和30年代に実施されたような分析を実施できる土壤が、極端なことをいうとなくなっていることもあります。

その後、七戸先生のお話にもありました環境基本法、循環基本法、いわゆる基本法ですので、基本法が出来上がりますと基本的に制度上は個別法が付いてきます。環境基本法は個別法の中に行行政目標として、環境がそこそこ入って浸透してきています。水循環については多分これからだらうと思っています。

次に、石井樋から分派が実施されて嘉瀬川ダムが完成に至るまでの主な課題ですが、ここに4つほど挙げております。

#### ②石井樋からの分派開始から嘉瀬川ダム完成に至るまで 主な課題(「佐賀地域水循環保全研究会」H10年～H12年)

- 1) 川上頭首工直下の流水がなく嘉瀬川の河川としての機能が阻害されている。
- 2) 多布施川の樋門が適切に管理されておらず多布施川の機能回復と水利秩序の保持が必要。
- 3) 佐賀市街部水路の維持用水が不足している。生活雑排水による水路の水質悪化は改善の方向にあるものの富栄養化問題は先送りとなっている。
- 4) 現状の水利実態であれば、嘉瀬川ダム等の後発事業に支障を与える。

要するに、嘉瀬川の河川としての機能が阻害されている。2番目は多布施川の樋門が適切に管理されていない。3番目は、市街部の維持用水が不足している。4番目として、これが当時一番深刻な問題だった

たのですが、嘉瀬川ダム等の後発事業に支障を与えるということでございました。

嘉瀬川ダム完成後、今挙げたような問題はほぼ解決しております。具体的には、水利実態に由来する

#### ③嘉瀬川ダム完成後～現在

水利実態に由来する嘉瀬川・多布施川の水秩序や河川機能、そして嘉瀬川ダムへ影響について、深刻な状況は回避できている。しかし、近年の降雨状況(異常気象)、水運用からは嘉瀬川水利システムの脆弱性を垣間見ることができる。

当面は佐賀市街部水路の維持用水不足が問題であるが、浄化用水については目的等、検討する必要がある。

嘉瀬川水系の水量・水質管理は、北山ダム・嘉瀬川ダムならびに佐賀導水(巨勢川調整池を含む)の影響を考慮して総合的に検討しておく必要がある。

避できている。しかしながら、近年の異常気象で水運用からは嘉瀬川水利システムの脆弱性を垣間見ることができる。分かりやすく言うと、一番端的なことは嘉瀬川ダムです。これは大丈夫かなということ

す。

あとは市街部の水路、維持用水については、特に佐賀導水がらみで水を送ってもらったらよろしいのですが、これも少し宿題が残されているようでございます。けれども、これは時間をかけて解決されると理解しております。

4番目は、これはちょっと複雑すぎるのでやめておきますが、ここで言いたいことは特に今までのところは治水も利水もいわゆる水の量だけで問題を解決してきましたが、水質が出てくるとどうしてもあっちを立てればこっちが立たないというふうになってきます。すなわち、総合的に対応しなきゃいけないということで、水管管理先進国の1つのきっかけは水質がきっかけになっています。

そういう意味では当該地域はそこまでまだいってないんですけども、これから多分そういう問題が出てくるだろうと思っております。

## 佐賀平野の水管管理を考える

少子高齢化社会を視野に入れた北山ダムと嘉瀬川ダムの効率的運用の統合運用  
市街部も含めた佐賀低平地の水系ネットワークの水質・水量管理

異常気象を考慮した水管管理を考える

異常気象は、有明海、筑後川(特に感潮域)と関連して嘉瀬川と切り離すことは困難。

水循環基本法により、水管管理先進国の中総合水管を考え実施する枠組みを作ることが可能となった。NPO等も含め自治体の政策分析能力の向上が課題。

ると、この状態でいいのかという話になります。特に北山ダムと嘉瀬川ダムの統合運用。本当はもう少し総合的に管理することによって、あまり皆さんはご存じないかもしれません、総合的水管の大きな特徴は、今あるものを組み合わせることによってコストを安くできるというのが最大のウリです。そのためには一体どうすればいいのかということを先々見て、情報を共有化して分析して、昔から言つてますが、縦割りの壁をとりあえず低くして対応することから始めれば、何とかなるんだろうと思います。

2番目ですが、異常気象を考慮した水管管理を考えるということで、具体的には筑後川の感潮域、ここはさすがに異常気象、いわゆる海面上昇を含めて、その影響が出てきております。併せて、われわれが使う水の量とあいまって、特に筑後川については瀬の下40トンと言っていますけれども、将来を見据えて40トン、あるいは45トンという数値が出てきましたけれども、当時に将来を見た時にこの状況までは多分、予測しきれてなかったと思います。今はそういう情報が少しずつ集まって、分析をしようと思え

ばできる時代になってきております。

何がどうなるかというのはまだ私の口から言えませんが、そういうところもよく議論して考えてほしいと思っています。特に40トンというのは、その当時の理屈で考えた40トンです。ところが今、流量を目指してダム群連携も実施されようとしております。ではそういうもの事業がすべて完成したあとに、今抱えている問題が解決できるであろうか。私はちょっと頭をひねります。

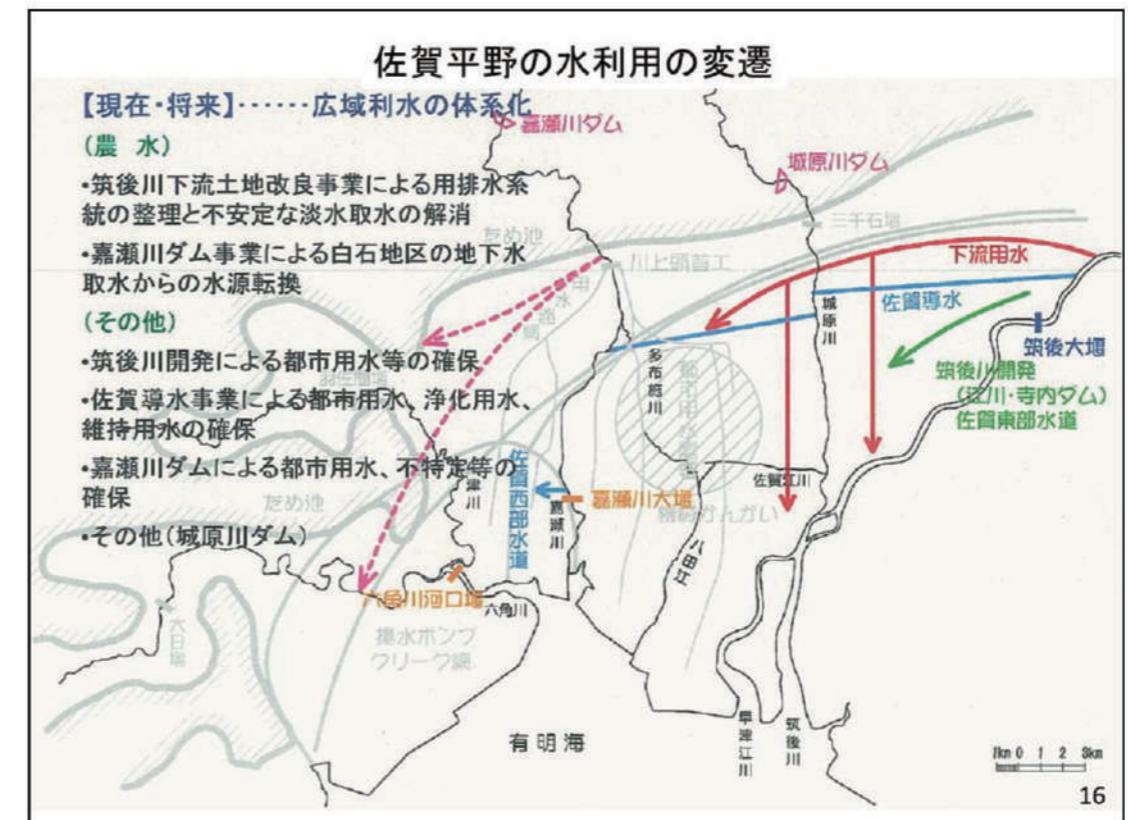
そういう意味でも、情報を共有化して、その前に情報がある程度集まってきたのですが、全ての情報がいわゆる透明性のある形で共有化されているかというと、私は決してそうではない気がいたします。

そういうところも水循環基本法で謳っているところの、地域で何か考えるということが出てくると、多分うまい具合にいくんじゃなかろうかと思います。その時一番の課題が、ここに書いていますが、自治体の政策分析能力の向上が課題だろうと思っておりますので、皆さんどうぞ頑張ってくださいということです。以上です。

○司会

どうもありがとうございました。あとは意見交換の中でお願いするとしまして、2番目の話題提供ということで、川上さんにお願いいたします。

○川上



西の六角川はほとんど利水に使えません。要するに、佐賀平野の水源は東高西低になっています。

#### ○筑後川下流地区の河川協議に関する覚書

九州農政局長と九州地方建設局長

##### 筑後大堰下流の水環境に配慮し安定的な取水を行う処置

農林水産省は利水者に対して、取水に当たっては筑後大堰下流の水環境に配慮し、渇水に備え安定的に利水可能となるよう当分の間次の事項を指導するものとする。

①筑後大堰直下流地点における取水後の流量が $15\text{m/s}$ を下回らないよう必要な措置を講ずること

②筑後大堰直下流地点における取水後の流量が $15\text{m/s}$ を下回る場合の取水にあっては、河川管理者と取水調整について協議すること

#### ○川上頭首工に係わる多布施川等における雑用水に関する確認書

九州農政局長と九州地方建設局長

①関係機関においてその実態調査を行い、必要な水量を把握するものとする。

②関係機関は、その必要な水量を確認のうえ、雑用水が分離されたのちも支障が生じないようにするために、これら用水が年間を通じて今後とも確保できるように適切な措置を講ずるものとする。

平成7年に筑後川下流用水事業の水利権を処分した時に、課題として積み残しがありました。筑後大堰の下流に下流の河川環境を考慮して $15\text{m}^3/\text{s}$ を流すべきと考えていましたが、上流ダムでの不特定容量が不十分だったこともあって夏場の灌漑期には瀬の下の確保流量 $40\text{m}^3/\text{s}$ を年間通じて流す実力がありませんでした。農水側と建設側の認識の違いもあって、多少あいまいな整理になってしまいました。その後の渇水で、筑後大堰下流の流量が一時的には $0$ となることもあったようになります。

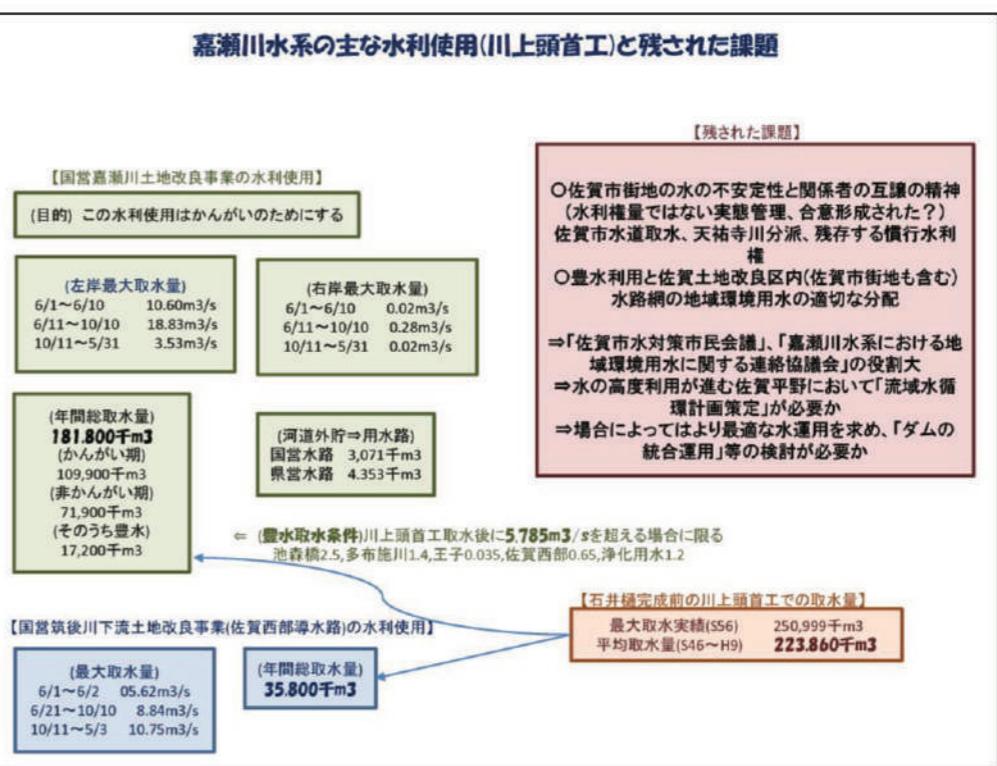
それともう1つは、川上頭首工との雑用水をどうするかという話が残っていて、それは先ほど言いましたように、古賀先生を中心とした研究会で勉強され、今、回覧していますけど黄色い本として当時まとめられました。

私が面白いなと思ったのは、そのまとめ資料にも触れてありますが、国営嘉瀬川水利事業による主な施設として川上頭首工と北山ダムを組み合わせた利水システムが昭和40年代にできました。その時の嘉瀬川は県が管理していた時代だと思いますけれども、当時の佐賀県は土木部だけではなくて企画部も一緒にになって水を統合的に管理していたようです。今でいえば地方分権的な水管理がなされていたように感じました。

どういうことかというと、嘉瀬川水利事業により、農業用水中心の水遣いに変わりますから、佐賀市街地に水が流れて来るかどうかというチェックをきっとされています。その後、嘉瀬川が直轄管理になり、嘉瀬川ダムも建設省で計画され、建設省と農水省の国による開発をめぐる水争いみたいな感じに変わっていきます。水管理の議論が地方分権から中央集中型に変わっていましたように感じます。

下記の図が今の嘉瀬川水系の主な水利使用です。緑が国営嘉瀬川水利事業の水利使用ですけど、これは筑後川下流用水事業完成後の筑後川の水と相まった最終系の姿だと思います。

石井樋が完成する前はほとんど多布施川の水は川上頭首工から取水されていたということをご存知で



いますから入っていません。しかし、冬場の水には昔で言えば雑用水、地域用水、そういうものが入っているようです。それにプラスされて豊水水利権というのが与えられていて、含めると年間1億8000万m<sup>3</sup>になります。豊水水利権は環境用水的な位置づけでは全国で初めて与えられたようです。

嘉瀬川ダムができて嘉瀬川の水は白石平野に域外分水をします。その年間総取水量が3500万m<sup>3</sup>。

最終的には、筑後川下流用水事業の最終整理に合わせて川上頭首工での水利権は平成20年度に付与されていますが、結構、積み残しの課題があるようです。それをどのように整理して今後つなげていくかということが今からの課題です。

今回の水利権処分で、1級河川における取水口での水利権は適切で必要量に応じた整理になっていると思われますが、佐賀平野には多くの河川あり農業水路があり、それが交差したり分離したりしていますから、細かいところの整理は難しかったようです。慣行水利権も残っています。そういう中で実態と水利権量が異なる場合もあります。例えば、佐賀市の上水でも最大取水量が $1\text{m}^3/\text{s}$ 近くの水利権のままになっていますが、実際には $0.5\text{m}^3/\text{s}$ ぐらいの取水実績となっています。農業用水も同じようなことがあります、河川管理者のルールどおりの整理にはなっていないところがあります。歴史的経緯等もあっていろいろと複雑になっています。今回の水利権処分も実際にはそういう部分を含んでいるよう思います。

そこで重要なのが、今後の日々の水利用にあたって、水利権量と異なる実態管理が必要な個所については、関係者が河川管理者の水利権の設定の考え方を認識することが必要です。そのうえで、実際にその通りになっているかどうか、渇水時だけの調整だけじゃなくて、日々の水利調整が必要になってくるのだろうと思います。

それで先ほどちょっとお話をしましたけど、平成10年ぐらいに七戸先生も関わっていただきました『今

しょうか。その時では年間取水量が最大で2億5000万m<sup>3</sup>で、平均で2億2000万m<sup>3</sup>ぐらいです。現在の最終的な水利権は、年間の総取水量は1億8000万m<sup>3</sup>ですから、當時は過大な取水がなされました。

先ほど私が雑用水と言いましたけど、現在の水利使用規則には灌漑用水という目的だけになって

## 「今後の水利行政のあり方について」(提言)

河川審議会は、水利調整部会において平成10年5月以来3回にわたって、早急に取り組むべき当面の方策について検討を進めてきたが、このたび、同部会の検討を踏まえ、建設大臣に対し、今後の水利行政のあり方について提言を行ったものである。

### ○ 提言の概要

河川審議会は、平成11年3月25日、水系全体を視野に入れながら、河川管理者と利水者、あるいは利水者間のコミュニケーションを日頃から高めていく方策や地域の特性等を反映させていく方策等について、建設大臣に対し提言を行った。

#### (1) 検討の視点

##### 1. 低水管理の実行

取水実態の把握、利水情報・河川情報の積極的提供

河川管理者と利水者が一体となった平常時における河川の適正利用の実行

##### 2. 地域の特性等の反映

水利使用許可の考え方を、全国一律のものから、個々の河川の実態など地域特性等を反映したものにする必要がある

##### 3. 水利使用許可手続きの迅速化、透明化等

許可手続きの迅速化、透明化を行える環境を創り出していくことが必要

#### (2) 当面実施すべき施策

##### 1. 河川や流域の特性を反映させた水利使用ルールへの転換と河川関係者間の問題意識の共通化

具体的には、河川管理者と利水者等からなる流域水利用協議会を設け、共通の問題意識を醸成することが必要

##### 2. 真に水利調整・渇水調整を行うべき地域での適切な取水実態の把握と調整

##### 3. 水利使用許可手続きの迅速化等

##### 4. 水資源の有効活用(需要に対応した既存の水利使用の調整・ダムの統合管理等の推進)

目次

のは前に述べたとおりです。

佐賀平野の水利用にあたってはいろいろな課題があって、それを河川管理者の考え方すべて整理しようとしても、現実にはなかなか難しい話です。先ほど申し上げたように、水利権量とは別に実態もある程度加味しながら、今の水利処分がなされているようです。ですので、最終的に水利権処分がなされたからと言って、これで終わり、あとは利水者に任せることではなく、河川管理者をはじめその他利水者も含めた利水関係者が情報を共有化して一緒に水管理をやっていかないと、利害調整が難しくなることも予想されます。

## ①嘉瀬川水系における地域環境用水に関する連絡協議会 (平成14年10月4日施行)

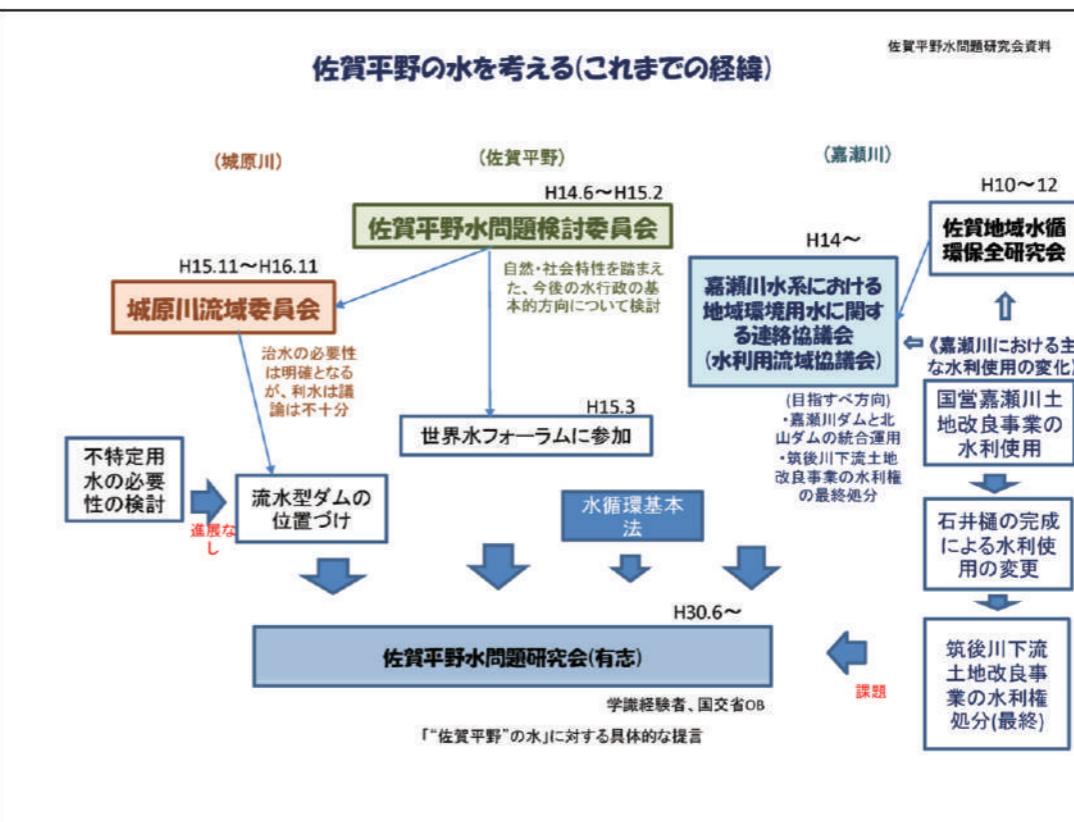
- 1.目的 協議会は、嘉瀬川水系の観光的な地域環境用水(雑用水)を調査し、必要水量を把握するとともに、現状及び将来計画を踏まえ、水資源の有効利用、望ましい水秩序のあり方や水管理の方策について検討する。

- 2.委員会 会長 佐賀県副知事(当初は土木部長)、副会長 佐賀県県土づくり本部長(当初は農政部長)  
委員 九州農政局整備部長、九州地方整備局河川部長、武雄工事事務所長、佐賀県県土づくり副本部長(当初は企画部長)、佐賀土地改良区理事長、佐賀市長ほか関係市町村長

後の水利行政のあり方』という提言は、地域の実態に合った形で水利使用を考えようといふことで、『流域水利用協議会』の設置し流域ごとに考えていくこうということを提案しています。この検討にあたっては、嘉瀬川水系がモデルになっているという

型ダムとなっていますが、その位置付けをしたということです。

それともう1つは、先ほど触れた流域水利用協議会に相当する『嘉瀬川水系における地域環境行政に関する連絡協議会』は、私が佐賀県へ土木部長で来た時に本省の時に考えた流域水利用協議会をその必要性の高い嘉瀬川で具体的に立ち上げたものです。機能しているかどうかわかりませんが、今でも残っています。当時はまだ筑後川下流土地改良水利事業がまだ水利権の最終処分になっていたこともあって、この場を活用して特に地域環境用水の整理を行おうと考えていました。もう1つは嘉瀬川には嘉瀬川ダムと北山ダムが直列で設置されていますが、佐賀平野は特に地域環境用水の要望が高かったものですから、2つの施設を有効活用して、統合運用することによって必要な水が少しでも生まれればいいなと考えていました。施設の管理者が違いますし、他の利水者も関係しますのでそう簡単にはいきませんが。しかし当時は、既存の施設を有効活用するという統合運用みたいな話も、地元のニーズが出てくればそういう議論もありかなと思っていました。そして、今回の水利権処分では、水利権量を変えずに実態管理になっているところ含まれていますから、『嘉瀬川水系における地域環境行政に関する連絡協議会』の今後の役割が大きくなります。



これまで佐賀平野の水問題について、各種協議の場(組織)を設置して考えてきました。現職の皆さんにはこの組織がどういう経緯で何を議論してきたかお話をします。

城原川流域委員会はお二人の先生にも入っていただいて、現在進められている城原川ダムが流水

最後に、嘉瀬川における主な水利使用の歴史的变化についてみてきます。先ほど言いましたように、国営嘉瀬川土地改良事業の水利使用というのが、①北山ダムと川上頭首工の完成後から河川管理者が石井樋を復元し、石井樋から多布施川に河川

管理行為で水が流れようになるまでの時期。そして、②最終的に筑後川下流用水事業が完成し、六角川流域の整備まで含めた最終段階の水利処分がなされた時点までと、③その後の3段階で、段階的に水使用が変わってきています。

このように段階的に変わってきたということを皆さんにまず承知していただきたいと思います。しかし、最終段階の整理においても課題がいろいろ残っているということも知っていただきたいと思いま

ます。そういうことをきちんと踏まえていただいて、今後より良いものにしてもらいたいというのが私からのお話であります。

ちょっと分かりづらかったこともあると思いますが、あとは質問のやりとりの中で問題認識とか課題についても追加説明をさせていただきます。

ちょっと話をえますが、嘉瀬川では環境用水の豊水水利権というのを全国で初めて許可したと聞きましたが、七戸先生、豊水水利権について何かコメントありますか。

#### ○七戸

豊水に関して僕は利根川水系でやって、今のお話でも興味を持ったのは、古典的な水不足の状況というのは、逆に今のところバブル期以降、利根川でも淀川でも比較的落ち着いたところがあつて、要らないというところがむしろ近畿圏にはあります。ただ、長期的に言うと気候の温暖化で一番影響を受けるのは、雪がなくなつて利根川は多分、渴水豊水があると思うんです。だから古典的な水需要の問題でも、佐賀というのは需要が頭打ちか、減っているんじゃないですか？ そこをちょっとお聞きしたいと思います。

それで長期的な気候なんかとも関係では、西日本、南日本の問題というのはむしろ治水側の問題でして、それからもう1つは浄化の用水に関しては、統合的な水循環全体をカバーすることになれば、クリークに関しても浄化用水を流して海に影響を与えないように、浄化施設を最後の海に入る前に入れなきゃならないんですが、そういう水の系統とかそういうのはお考えになっているんですか。

まず1点目は、佐賀においては今のお話だと古典的な水不足の問題が依然として続いているという理解でよろしいですか。豊水に関しては、昔は水が増えてどう割り振るか、利根川に関してはそんな議論だったわけです。今は、先ほどの八ッ場ダムみたいに、そんなことをやってダムを建設するのによけいにお金を出すなという訴訟が起きているような状況になっていて、豊水というような処理というのは、これから減ってくる形になるんだろうと、長期的には思っています。

#### ○川上

今、先生に言っていたので、前段の話をしていなかったから分かりづらかったと思いますけど、基本的に佐賀平野の水は農業用水中心に利用形態が進んでいます。

先ほど言いましたように、農業水利事業により平野全体においては農業用水中心の水使いになります。それから先生のレポートにも書いてある環境用水が、佐賀平野でも話題になってきます。農業用水が足りないとか飲み水が足りないということではなくて、まさに環境用水です。しかし、平成7年ぐらいからずっと地域用水、雑用水の議論がそのままになっていました。

佐賀平野はもともと水源が乏しく、貯留機能を有するクリークとか水路網が多い。そういうところに水を配らないといけませんから、かなりの量が要る。そして、もともとは国営嘉瀬川水利事業完成後から石井権完成まで河川管理者が不在の状態で、川上頭首工から土地改良区のほうで全部佐賀平野に水分

配されていました。その後、河川には河川管理者が配らないといけないという話になって、石井権ができた後は河川に関して河川管理者が配るようになりました。

環境用水、地域用水の絶対量が足りませんから、豊水時に環境用水をどう配るか、ある時にどう配るかということで、豊水の議論がなされたと思います。

#### ○古賀

私が言うのもおかしいかもしれません、昼間の議論だと取りあえず利水安全分についてはあまり表に出でこないけれども、夜の飲み会になると結構出てくるわけですね。理屈からいえば、今の利水安全度を10分の1でやる時に、当時の気象条件は昭和30年代からですよね。直近の雨の降り方を見た時に、本当にどれくらいの安全度なのかというのを担保されているのか、あるいはどういう状況なのかが、私たちの目で見てもなかなか分かりにくいと思うんです。

これはやはり事業を実施している側から言えば、作ったものがあまり役に立たないし、言いにくいのかもしれませんけど、じつとしていてもしょうがないので、今の状況が続けば、あるいはたまさか乗り切ったけれどもこれこそは過去のデータをつなぐだけでも、こういう状況があればこういうことが起こっていたであろうということは、ある程度今の事実だと情報を見せられるができるんだろうと思うんです。

多分、現場の方たちはそこら辺を体感的にご存じのはずと思うんです。そういう意味でも、情報をできるだけオープンにするというか、そういうことをやられたほうがいいような気がします。

渴対も新聞記事になれば、皆さん知る。でも本当は新聞記事にならないような段階で、結構現場の方たちが苦労されているはずなんです。そういう話は酒を飲む時に結構聞くんですね、僕は。それもそういう時代じゃなかろうという気がするんです。そういうことを一応言っておきたいと思います。

#### ○司会

今、話題を提供していただきましたけど、会場のほうでぜひ各機関の方から現状をどう思っているかだけでも結構ですので、その辺を重点的に、お話を伺いできないかなと思います。

まず利水安全度も含めて提起がありましたので、現在ダムとかを管理されている国土交通省のほうからご意見等ありましたらお願ひいたします。

#### ○会場A

河川管理者、ダム管理者ということになります。先ほど古賀先生からも提案の中で、近年の降雨状況という話がありました。安全度というのは当時とすればどうなっているかというと、ちょっと厳しいのかなということがあります。昨年も渴水という話もちょっとありました。そういう形で異常気象がちょっとあつっているかなということはあります。

あとは実態としては、河川管理者としては正常流量を含めて、既得の分を含めて、管理という形で進

めでいっている状況でございます。

関係機関のほうでその辺は調整して進めていきたいなと思っています。

○司会

ありがとうございます。今朝のホームページを見ますと、今でも 50%ぐらいですか、貯水率が。かなり下がってきてるんですね。2年ぐらい前に 35%ぐらいの差があったんですかね？

○会場A

30弱ですね。

○司会

それぐらいまで貯水容量が下がって、渴水までにはなっていないんですけど、そういう頻度が非常に高くなっているということですね。

○会場A

そうですね。昨年度と今年度という形で、2年連続でなったというのが実態としてあるので、その辺は関係機関と調整しているところです。

○司会

ありがとうございました。佐賀県さんは全般的な話で結構ですので、ご意見等をお願いいたします。

○会場B

先ほどの気象の変化がっているかなという部分については、そういうのを感じております。

それと水資源開発が、例えば農業用水であれば期別のある意味平均的な値で水資源施設の規模を決めているんですけども、水利権については期別の最大を目安に水利権を与えられて、その水利権を守らうということでしっかり低水管理をやると、どうしても水が足らないというのが現実的に出ているのかなと思っております。

そういう意味で先ほど先生方が提案されていたように、本当に実態に合った形でもし見直せるのであれば、実態に合った水利用運用のやり方が考えられればいいなというふうに個人的に思っています。資源管理もありますので、参加者 A ということで。

○川上

私も水利権を担当した時に、東北とかの結構水があるところは計算上きちんと確保できますが、西のほうにいくと今言わされたようない場合があります。一方でいろんな過去の経緯があって事業が営々となされている場合もあります。

水利施設の規模というのはそれぞれの事情で作られている場合もあり、申請者は最大取水量だけは譲れないとなります。例えば、18m<sup>3</sup>/s の水利権量でも実際は 15m<sup>3</sup>/s しか取っていないとすれば減量となります。18m<sup>3</sup>/s の施設を作っているから譲れないという主張になります。更新時に、それを全て調整しようというのはそもそも無理がある場合もあります。水利権協議が滞り、実態は運用されているとい

うまずい状況が生まれます。

嘉瀬川の事例を簡単に触れます。話を佐賀市街地の水、多布施川の水に焦点を当てたほうが分かりやすいかもしれません。多布施川の水というのはどういう形で生まれているかご存じですか。

1つは石井樋から多布施川の正常流量として、1.2m<sup>3</sup>/s にプラス 0.2m<sup>3</sup>/s の嘉瀬川ダムの変更で生まれた分を含めて 1.4m<sup>3</sup>/s が入っています。そして多布施川の佐賀市内に入る前に、農業用水路機能を持つ天祐寺川に分派されますが、それを含めた農業用水として川上頭首工から多布施川に約 1m<sup>3</sup>/s 注水しています。石井樋からの流入量と合流後の蛎久地点で 2.4m<sup>3</sup>/s が流れます。市街地と天祐寺川に分派する前に慣行水利権の農業用水や佐賀市の上水からの取水があります。それぞれ昔から持っている権量があって、全部取られてしまうと下流に流れてこなくなります。

具体的にいえば、佐賀市の上水は約 1m<sup>3</sup>/s の権利がありますけど、実際には 0.5m<sup>3</sup>/s しか取っていません。それと天祐寺川への農業用水の分派量ですが、これも 1m<sup>3</sup>/s ぐらいの許可水利権量を持っていますが、実際には 0.6m<sup>3</sup>/s ぐらいでよいということを聞いています。逆にそれ以上分派されると、佐賀市街地に水がいかなくなります。嘉瀬川から取水している川上頭首工の水利権が実態をベースに積み上げた水利処分になっているようです。

河川管理者が細かくチェックして許可水利権量を実態に合った形で絞り込めていない状況です。用水路等の施設規模を大きくつくっていることもあるってすぐには水利権量を小さくできないということかもしれません。今まであまり公になっていないことかもしれません、そういう実態を認識することが必要です。

ですから、私が言っているように水利用協議会みたいなところで実態を認識したうえで日々の状況をきちんとみんなで確認して、適切な水運用に務めないといけません。そういう構図になっていることを皆さんご存じでしたか？

○七戸

利根川なんかとは随所違うと感じているのは、普通はダム取りして水が惜しければ、その分は取ってしまっていますよね。それで取りきれていない状況が初めに起きているわけですかね？

つまり八ッ場ダムもそうですけれども、上水道とか農水だとか、ダム取りする必要もない。あとは利水安全度だけを上げたいのだという形のことだけ、つまり貯金だけ増やしたいのだと。使わないけど貯金だけ増やしたいというので、買いませんかという売り方をしている。それとは随分と違っているのかなと。

だけでも佐賀の水道事業だって、むしろお金をどこかに渡して、お金を軽くしたほうがいいということまで、浄水なんか来ないんだろうかと、人口的にも。それも分からないし、農業用水の需要というのは依然として増えているんですかね。

増えてないとすれば、利水安全度で渴水の時の流れでやらせて、そのリスクだけを回避したいと思っ

てらっしゃるのか。だけども渴水に関しては、先ほどお話をしたように洪水に関しては洪水ハザードマップみたいな形での減災をやる。そうすると渴水ハザードマップと同じような形でのリスク拡散の側に多分向いていきますよ、臨もうが望むまいが。都市生活者がそのような形での節水意識を持っているとすれば、農業者だって多分同じような形に、良い悪いは別として、時代は動いていくはずで。根本的に計画自体が分からるのは、ダムを建設して、水利権はそれだけ初めに確保しているのに、それで足りない状況がもともとどうしてそんな数字で計画されているのかが分からない。

○川上

ちょっと利根川と違うのは、利水安全度の問題は当然ここでもあるわけです。だけどそこが問題視されるよりも、通常の水利権の整理で帳尻が合わない。整理する時点で農業用水の必要量が減量になると、理屈上の整理をしようとしても、農業用水は歴史ありますからそう簡単にはいかない。

特に嘉瀬川を考えると、先ほどの国営嘉瀬川土地改良事業が完成して、佐賀県では反当たりの収穫が日本一になったのが2回あるんですが、その2回目の新佐賀段階を実現したのはこの事業ができた効果です。

そういう根幹となる事業で得た水利権ですから、それが時代とともに変わってきますが、それを変えるというのはなかなか難しいところがあります。どうしてもこのような存在感のある水利権というのは今後の水資源開発する上で先行的なものとして有利な形になります。

要するに、先行取得された利水者に迷惑を掛けないように水利権を与えるというのが基本ですから、既得の農業用水をどこまで整理するのかというのすごく悩ましい。

それともう1つ、慣行水利権が残っている。それも小さな水利権が多い。それはいろんな事情があって、水利事業をやれずに残っている。今はどんどん都市化が進み、農家の後継者がいなくなっていて、虫食い的に残っているし、慣行水利権はそのままという状態があります。

先ほどの多布施川の例で言いますと、慣行水利権の施設は旧態依然のまま残っています。このような施設は取水量のコントロールができない。許可水利権の施設と同様に取水量をコントロールしようと思ったら、施設をもう1回造り直さないといけません。じゃあ誰が造るのかというと、土地改良事業には受益者負担がかかりますから、それをやろうというのは現実的に無理です。

どの地域も起きているとは言いませんけれども、そういう実態が1つあります。

○七戸

大体分かりました。でしたら実際に1トンというのは、それは架空の数値で、それは0.6トンのことなのであるというので全部整理しちゃえばいいじゃないですか。水利権はそうなっていても、それは。実態はこうなのであるというので全てやってしまえばいいんです。それが嫌なのであれば、あなたのところの実態は0.6だからと、僕はダム係数で反対じゃないんです。とにかくインフォームドコンセントが必要なわけで、それはただの0.6なんだが、じゃあ0.4はダム取りしなさいと言えばいいんです。それで納

得すればよろしい。実態はきちんとしている。

それから受益者部分とかも含めて、受益者負担の問題に関して言えば、例えば多布施川は人工河川ですよね。あれはただ単に河川指定にしてあるからですよ。同じように、下水道の指定をするとか、あるいは法定外公共物だから佐賀市管理だとかいうのも、2級河川に指定しまえばいいし、あるいは1級に指定してしまえばいい。お金があるところから全部取っちゃう。下水道に指定してしまえばいい、お金を取りに。

それって臨機応変にやっちゃえば、水循環基本法との関係でもきれいにいくんじゃないのかなと思うんですけど、そこは地方自治体間でうまくいけばと思うんですけど、いかがですか。

○司会

ありがとうございます。今、いろんな意見が出てまいりますけど、佐賀市さんは水を使う、地域に配分するというので一番悩んでおられると思いますので。

○川上

個人的な見解でいいです。

○司会

見解をお伺いできなでしうか。よろしくお願ひいたします。

○会場C

多布施川は先ほど20カ所ぐらいの樋門があるということでおっしゃられました。特定の水、1.4トンですね。その水だけで十分賄えているかというと、賄えていないというのが現実問題としてあります。昭和30年代の無秩序に流れていた時代をどうしても市民の皆さんはイメージされております。昔は流れていたのにということで、声をよく現場で聞かされております。

それと現実問題、川上先生のお話にもありましたけれども、非常に水路網が発達していくまして、何本あるかもちょっとよく分からぬくらいの本数がありまして、その水路にすべてに行き渡らせるのは現実的に難しい。それで昔ながら導水路ですので、周りから見れば水路の維持管理をちゃんとすればいいんじゃないのかとか言う人はいらっしゃいますけど、じゃあそういうお金があるかというと、現実問題はない。ある水路はやっぱり見捨てざるを得ないというのが現実としてあります。

ただ、やっぱりできるだけ市民の満足度は上げてやりたいし、増やす手立て、やっぱり水をうまく使う方法がないのかなということは、意識の中にはありますけれども、今日の前にあるいろんな協議会とかああいう中で、じゃあ全てが言える状況であるかというと、これまでの歴史とか古賀先生の昔の話とか聞いて、非常にこれまでの状況を知らないまましていた部分がちょっと恥ずかしくなったんですけど、非常に参考にさせていただいてます。

どうすればいいのかと。1つ1つ地元の声を聞きながらつぶしていくしかないのかなと。それと今の状況を、地元の方に説明していくしかないのかなというのが実感として思っております。

それと先ほどの中で1つ出てきたんですけど、佐賀市には佐賀市水対策市民会議という組織がございます。もともとは昭和50年代に下水道が普及してなくて、非常に水質の悪化を招いていました。その中で市民と行政とが一緒になって河川清掃に取り組む中で、それをこれまで30数年間続けてきているわけですけれども、最近は高齢化の波で、年間10万人ぐらいの参加者があったのが年々減り続けております。

ただ、これだけ水路網を佐賀市が全て行政のお金でするというのは現実問題じゃないので、どうにかいろいろな対策を考えていかないといけないと思うんですけれども、その中で地元の声としてあるのは、掃除をしても水がないじゃないかというような声も、あるところでは聞こえています。限られた水なので、それをどういうふうに運用するかというのは、佐賀市は佐賀市の中でも考えていかないといけないですし、そういう状況は目の前のスライドにもありますように、地域環境用水連絡協議会のような組織の中でも訴え続けていきたいなとは思っております。

#### ○司会

どうもありがとうございました。何かございますか。

#### ○川上

その通りで、まさに結論は今、七戸先生が実態でやるしかないじゃないかと。こういう実態をきちんと関係者で情報を共有化して、これで運用しないと佐賀の水が回っていかないと。それが最適な水配分だとすれば、その状態が健全な水循環のベースになっているのかもしれませんね。

まずは、いろいろな方々に情報を提供して佐賀の水がどうなっているかということを知ってもらうことです。それで水利調整で解決すればそれでよし、足りなければどのようにして水量を増やすかという議論になってくるんだと思います。知らないことには始まりませんし、それが今後の大きな課題だらうと思います。

#### ○古賀

今日は水を引っ張ってくる話が多かったと思うんですが、基本的には佐賀市街は出口のところの節水、これがどこまで実施されているのか、ちょっと私は疑問なんです。基本的には水路のところは農家の方が見張ってあると思うんですが、それを全て施設の管理も含めて農業従事者にお任せしていいのかというと、多分無理だろうと思うんです。施設の監視も含めて、費用負担も含めて、やはりこればかりは地域全部で面倒見るという発想がないと、うまい具合に行かないという気がするんです。

だから送るほうも大切でしようけれども、出口のところをきっちり節水型にするというのも、私は大事だらうと思っています。

併せて、今日は川の話ばかりだったんですけど、本来は有明海の湾奥のノリの業者さんたちの話し合いも結構大切で、じゃああなたたちに送っている水はどういうふうにしてやっていますかと言ったら、やっぱり国として緊急避難的に国がしているんです。あれもそれで本当にいいのかという話です。もう少し今あるものを使うことによって、もっと安定的にノリが作れるかもしれない。

そういう情報を吸い上げて、それは川上さんの仕事やろうけど、と思います。

#### ○川上

おっしゃるとおりで、一番の悩みはどんどん関心が薄れていますね。それはなぜかというと、情報をきちんと共有化できていない。関心は持っておられるはずなんですね、利害が絡む話については。建設段階では、事業に伴う水争いが中心だったんですけど、今後は先ほど七戸先生が言われたように、事業はどんどん管理の時代になりますから、今ある施設を有効活用して、どういうふうに水を使っていけばみんながハッピーになるかというのが描けて、情報共有化できるといいででしょうね。

#### ○司会

どうもありがとうございました。ちょうど時間も来ておりますけど、今日は水資源機構からもおいでいただいております。筑後川で水の管理のほうでご苦労いただいておりますけど、ご意見等ございましたらよろしくお願ひいたします。

#### ○会場D

水資源機構のモトナガと申します。本日はどうもありがとうございました。ちょっと水機構という立場を越えての発言もあるかもしれませんけれども、ご容赦いただければと思います。

古い話になりますけれども、平成6年の渴水の時、7年、8年ということで、筑後川下流用水事業の水利処分をやっている時に、建設省の開発課で水利担当をしておりまして感じたことがあります。随分古い話なので今とだいぶ条件は違っているかもしれません、先ほど先生方が知ることとか有明海の話とかおっしゃっておられましたけれども、全国的な水利権等々の状況と比較しますと、極めて特異な水利権の状況になっているというのが筑後川だと私は思っております。

当然、有明海の関係もあるんですけども、不特定をさっきもありましたように既得の方々を河川の環境に含めてですけれども、それを満たさないまでに、昭和53年ですから今から相当前の時から、域外導水をしているということでございます。非常にそこは難しい水利権、それから水秩序と。

先ほど利水の基準年および基準等がありましたけれども、結局は厳しくないところについては水利秩序が満たされれば、10分の1とかいろんなことはありますけど、そういったことは地域で決めていただければいいと思うんです。利根川はあれだけ大きいところでございますので、ある基準年を付けてやるしかないと、割り切りでやっております。じゃあ筑後川がどうかということで見てみると、やはり域外導水を前提とする不特定がいまだに確保できていなくて、当機構でやっている小石原川ダム、国交省さんがやられるダム群の連携で一応の達成になるということでございます。

その中でわれわれ筑後川局としては、ちょうど1年後に水利権の更新を迎えるわけです。筑後川下流用水の。川上会長がおっしゃられましたけれども、やはり意識が薄れてきているということがあります。しかし、われわれとお付き合いをさせていただいている土地改良区の方々からすると、非常に事細かいところまでご存じです。そこといろんな会話をするためにには、歴史をまずしっかりと把握する必要があろ

うと思います。

歴史も時代と変わることと思います。関心が薄れるということは、裏返せば利水安全度とかいろんな面で便利になったということでもあるわけでございますので、決して悪いことじゃないですけれども、いざ異常渴水とかそういった時になると、必ずそういったことが先鋭化するという意味で、やっぱり知ることが大事だと思います。

ちょっと例を申し上げますと、水天宮にお参りに行きます。今まで佐賀県、福岡県と一緒に行くことはなかった。それが最近は一緒に土地改良の団体と行けるようになったということで、これは大きな前進だということで皆さんおっしゃっています。そこには水道事業者も含めて、飲み会も開催したりしています。

さらには川上さんもおっしゃったように、筑後川下流用水を整理する時は相当思い切ったことをやっているんです。それがそのままになっていないかということは非常に思っています。当時、アオ取水を既得と読み替えて、それを水利権としたわけです。でも結果的にはアオを取ってないところまで水を送っています。我がほうは。

もう少し言うと、矢部川を越えて、矢部川左岸まで水を送っていますし、佐賀平野についても同様な事態が見受けられます。これはなぜそういうことができたのかが分からなければいけないでしょうし、次に言いますと冬水の関係で言いますと、イグサを作らなくなってきたことがあると、そのイグサを作るために使っていた水は結果、クリークの浄化に役立っていて、もう少しうそと佐賀県の基幹産業でありますノリの洗浄水の希釈にも役立っていた。そういうこともあって、1年後の水利権の更新については、この辺の運営についてぜひ認めていただきたいということで、われわれは取り組んでいるわけだと思います。

それから土地改良区の方々で話をすると、私がびっくりするような話があって、今まで筑後川本川がかりの水のところは上流にあればあるほど安心だったものですから、クリークを必要としないセン地帯であったというわけです。

今、クリーク地帯についても右岸では佐賀東部導水路、左岸でいうと筑後導水路で、パイプラインとして水が運ばれていますから、クリーク地帯にも水が送られる。

いざ渴水になると、セン地帯のところ、今まで上位であったところが本線から水が取れなくなると非常に厳しくなるということで、逆転の発想みたいなことで、クリークを活用できないところについて重点的にという、今までと違った発想が出てくるということです。

これは水道の山口調整池と全く同じような考え方です。ですからいろいろなことで地域とともにやっていかなければいけないと思います。河川管理者さんと県さん、市さんとやっていかなきゃいけない水資源機構ですが、そういった折衷案でわれわれはどちらがどうとかじやなくて、やらなきゃいけないなど思っています。

今一番取り組んでいるのは、先ほどありました中でダムの所管の省庁が違うということですけれども、小石原川ダムは農水所管の江川ダムの上流に作ります。寺内ダムとともに3ダムの総合運用をするんです。大きな契機だと思います。やっぱり所管を越えて3つのダムを連携して使うということ、貯まりにくいダムを最初に貯めて、貯まりやすいのを極限的に使って空き容量を活用するということでございますので、当機構としては来年の水利権の更新と3ダム運用について全力で取り組んでおりますので、この研究会に強く期待しております。

○司会

どうもありがとうございました。

○川上

今残っている利水上の課題は嘉瀬川水系における地域環境用水ですけど、これを議論するにあたっては利水に関するいろんな情報を共有することです。今の土地改良の実態だと、施設管理者の実態だと、そういうのを全部出して、そして一番いい形に持っていくことです。

造った施設を有効活用しようという方向で議論されることは非常にいいことだと思います。税金で造ったんですから、地域にとっては財産ですよね。共有の財産ですから、そういう発想で議論しようとすると方向を一番を目指したいわけで、今日は佐賀県も見えていますけれども、『嘉瀬川水系における地域環境行政に関する連絡協議会』はそういう意味の協議会ですから、地域環境用水だけじゃなくて、議論は利水全般でもいいんです。要するに「流域水利用協議会」ですから、幅広くいろいろな管理者の意向なんかも聞いたりして、みんなが共通認識を持って、さらなるいい知恵が生まれればいいわけです。その結果、北山ダムを統合するという話も出してくれれば、それはそれで真摯に議論すればいいということだろうと思います。

そういうことで、最後に筑後川水系のダムの統合運用という新しい明るい話題を出していただきまして、嘉瀬川水系でもぜひそういう方向で、連絡協議会で議論していただければありがたいです。

多布施川については、私が今佐賀市水対策市民会議の会長をしていまして、皆さんと一緒に知恵を出して、環境用水をはじめとした水配分と、新たな水の確保が必要であればそういう方向の議論も皆さんと一緒にやっていければいいなと思います。

そんなことで私がまとめるというわけでもないんですけど、今後も皆さんで情報を共有化して知恵を出してやっていくという方向でいきたいものだと思います。あとは現役の皆さんに頑張っていただきたいと思いますので、またよろしくお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○司会

ありがとうございました。川上代表から、今後の取り組みについても提案がございましたし、研究会としても勉強を重ねていきまして、皆さま方とこういう機会を作っていくかなと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

これをもちまして、今日の勉強会を終わらせていただきます。長時間にわたってありがとうございました

した。

平成期河川判例の回顧

七戸克彦（九州大学）

I 序論——昭和期の河川〈立法〉〈行政〉〈司法〉

1 昭和20～30年代

- ・ 田川法（明治河川法。明治29年4月8日法律第71号）は、治水を中心であった
- ・ 戦後の河川立法・行政は「治水から利水へ」

(1) 治水・利水上の問題

- (a) 治水——台風被害→〈防災〉の必要性
  - 昭和22年9月カスリーン台風（首都圏に明治43年8月大水害以来の被害）
  - 昭和34年9月伊勢湾台風（日本史上最悪の死者を出した台風）
  - 昭和36年9月第2室戸台風（日本史上最強の台風；925hPa）
- (b) 利水——地盤沈下—地下水流への影響の必要性
  - 昭和31年6月11日法律第146号「工業用水法」、昭和37年5月1日法律第100号「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（ビル用水分法）
  - 昭和30年代以降、①灘尾平野、②奈良・佐賀平野、③関東平野・北部の地盤沈下が深刻化（→だが、「地盤沈下対策要綱」の策定は、①・②は昭和60年4月、③は平成3年11月まで待たなければならなかった）

(2) 〈開発〉型の施策

- (a) 昭和27年—電源開発促進法
  - 昭和26年5月1日「日本発送電」解体
  - 昭和27年7月31日法律第283号「電源開発促進法」に基づき「電源開発株式会社」(J-Power)設立
- (b) 昭和32年—特定多目的ダム法
  - 昭和25年5月26日法律第205号「国土総合開発法」
  - 昭和32年3月31日法律第35号「特定多目的ダム法」
- (c) 昭和36年—水管開発促進法・水管開発公園
  - 昭和36年11月13日法律第217号「水管開発促進法」
  - 同日法律第218号「水管開発公園法」
- (d) 昭和39年—現行河川法
  - 後掲（表2）参照
  - 慣行水利権（その大半は農業水利権）を「みななし水利権」として温存（87条）

2 昭和40年代

- ・ 農業用水の転用問題と環境問題の発生
- (1) 農業用水をめぐる建設省と農林省の施策の打ち合い
  - 建設省——慣行水利権の法定化

資料1

- ・汎水ハザードマップ
- ・大規模氾濫減災協議会
- (3) 平成26年水情基盤基本法
- ・「水情基盤本部を設置することにより、水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進」することを目的とする（1条）立法
  - ・府省間のセクショナリズムを排除し、具体的な成果を挙げられるかどうかは、まだ分からぬ。
- (4) 淀川水系流域委員会
- ・平成13年2月1日～平成19年2月休止
  - ・委員長は官本博司（淀川工事事務所長。平成18年7月退職）
  - ・平成15年1月5ダムを「貯留建設しない」との意見を公表
  - ・平成18年10月近畿地方整備局長に就任した布村明彦（本章河川計画課から異動）
  - ・委員会休止方針を表明
  - ・平成18年10月1日定道委員会（近藤徹・定造成美・青山俊樹）発足。大戸川ダムを治水専用の穴あきダムとしての復活に寄与
  - ・平成19年10月2日第3次流域委員会発足。大戸川ダム復活
- (5) 田中廉夫
- ・平成12年10月26日～平成18年8月31日長野県知事
  - ・平成13年2月20日「脱・ダム宣言」発表
  - ・平成18年8月豪雨直後の長野県知事選舉で落選
  - ・新知事に当選した村井には平成19年2月8日「脱・脱・ダム宣言」発表
- (6) 増田由紀子
- ・平成20年4月16日～現職熊本県知事
  - ・平成18年7月20日～平成26年7月19日滋賀県知事
  - ・平成18年2月の知事選で「ダム凍結」をマニフェストに掲げる
  - ・平成26年1月16日丹生ダム建設中止決定
- (7) 横島節夫
- ・平成20年4月16日～現職熊本県知事
  - ・平成20年6月4日荒瀬ダム撤去の連絡を表明
  - ・平成20年11月27日ダム撤去方針の撤回を表明
  - ・平成22年1月国土交通省は水利権の更新手続が期限内に間に合わない旨を指摘
  - ・平成22年2月3日ダム撤去方針を表明
  - ・平成30年3月ダム撤去完了
- (8) 民主党
- ・平成21年9月16日～平成24年12月26日政権与党
  - ・平成20年6月4日荒瀬ダム撤去の連絡を表明
  - ・平成20年11月27日ダム撤去方針の撤回を表明
  - ・平成22年1月国土交通省は水利権の更新手続が期限内に間に合わない旨を指摘
  - ・平成22年2月3日ダム撤去方針を表明
  - ・平成30年3月ダム撤去完了
- (9) 水害訴訟
- ・最（1小）昭和59・1・26民集38巻2号53頁（大東水害訴訟）
  - ・認容……[31] 河川の漁業権者どうしの争い
  - ・[99] 志免町給水拒否訴訟
  - ・[244] 水源地所有者に対する水利権確認
  - ・[269] 土地取扱者から前所有者（東京電力）への鉄塔撤去請求
  - ・[270] [271] 取水施設・用水の使用料徵収の解意
  - ・[222] [223] 市房ダム湖湖底の試掘権確立（許可）
- 2 河川管理の取組
- (1) 水害訴訟
- ・最（3小）判昭和53・7・4民集32巻5号809頁（児童遭路防護標示事故訴訟）
  - ・認容……[4] [80] [81] [94] [103] [114] [120] [132] [155] [183] [192]
  - ・棄却……[1] [11] [27] [34] [41] [43] [60] [71] [75] [82] [97] [113] [123]
  - ・[125] [131] [138] [140] [144] [145] [150] [164] [173] [185] [187] [220]
  - ・[229] [247] [281] [289] [294]
- (2) 畏防ダムの設置・管理の基準
- ・棄却……[6] [12] [20] [21] [22] [28] [40] [47] [55] [64] [111] [207] [226]。
- (3) 転落事故
- ・[246] 荒川彩湖公園に関するさいたまた市職員の取扱事件
- (4) その他
- ・[246] 荒川彩湖公園に関するさいたまた市職員の取扱事件
- 3 河川事業
- (1) 河川関係事業
- ・江戸川区スバーバ堤防事業……[262] [274] [285]
  - ・海外の事例……[196]
  - ・自然の権利訴訟
  - ・[73] [128] [159] [201] [206]
  - ・住民監査請求（地方自治法242条）……[100]
  - ・住民訴訟（地方自治法242条の2）第1項1号請求（公金支出差止請求）

- ・平成28年4月 熊本地震
- ・平成30年6月 大阪府北部地震
- (b) 木害・土砂災害
- ・平成5年8月豪雨（8.1水害、8.6水害）
  - ・平成7年7.11水害（新潟県・長野県集中豪雨）
  - ・平成10年8月新潟豪雨（8.4水害）
  - ・平成11年6月西日本豪雨（広島豪雨）（→「土砂災害防止法」制定）
  - ・平成12年9月東海豪雨（→平成13年水防法改正による「浸水想定区域」公表制度、平成15年「特定都市河川浸水想定区域」制定）
  - ・平成16年7月新潟・福井豪雨、9・10月観測史上最多の10個の台風上陸（→平成17年水防法改正による「洪水ハザードマップ」の整備）
  - ・平成27年9月関東・東北豪雨（鬼怒川決壊）（→国土交通省「水防災意識社会構築ビジョン」策定）
  - ・平成28年8月北海道・東北豪雨（→平成29年水防法改正による「大規模氾濫警戒災防議会」制度の創設、要配慮者施設の避難確保計画等の義務づけ）
  - ・平成29年7月九州北部豪雨
  - ・平成30年7月豪雨、9月台風21号
- (c) 泊水
- ・平成6年泊水
- 2 社会的要因
- (1) 用水需要の変化
- ・バブル経済崩壊（平成3年）後、工業用水・水道用水は供給過多に転ずる
  - ・工業用水……工場の節水の進行
  - ・水道用水……日本の人口減少（平成23年）を受けて、厚生労働省健康局「新水道のせめぎ合い（セクショナリズム）」（平成25年3月）は事業規模の縮小に言及
- (2) 環境問題への注目
- ・国民の河川環境への関心の高まり
  - ・環境問題に関する各府省（環境省 VS 利水官庁（農水省・厚労省）VS 河川管理者）のせめぎ合い（セクショナリズム）
- (3) 特徴的な施策
- (1) 平成9年河川法改正
- ・(a) 河川法の目的に「河川環境の整備と保全」を追加
  - ・(b) 地域の意向を反映した計画開度
- (2) 国交省の施策の変化
- ・(a) 新規ダム建設一辺倒から既設ダムの効率的活用へ
  - ・ダム操作ルールの見直し
  - ・ダム群連携事業
  - ・(b) 防災から減災へ
- 資料3

- III 平成期の河川（司法）
- 1 河川の使用と規制
- (1) 使用許可
- ・(a) 流水の占用許可（河川法23条）
  - ・[77] 泰阜ダムに求めた河川法23条（流水占用許可）・24条（土地占用許可）の取消しを下流住民が求めた事案、[158] 高瀬川の発電用水取水許可に対する漁業組合の取消請求、[1248] JR 東日本信濃川発電所の流水占用許可取消に係る株主代表訴訟
  - ・(b) 土地の占用許可（河川法24条）
  - ・ブレジャーボート問題……[19] (4号請求) [23] [136]、利用者側からの請
  - ・(c) 地域の意向を反映した計画開度
  - ・[77] 泰阜ダムに求めた河川法23条（流水占用許可）・24条（土地占用許可）の取消しを下流住民が求めた事案、[158] 高瀬川の発電用水取水許可に対する漁業組合の取消請求、[1248] JR 東日本信濃川発電所の流水占用許可取消に係る株主代表訴訟
  - ・(d) 土作物の新築等の許可（河川法26条）
  - ・(e) 水路（法定外公共物）につき [106] [189] [190] [190] [233]
  - ・(f) 土地の掘削等の許可（河川法27条）
  - ・[105] [237]
  - ・(g) 河川法75条に基づく原状回復請求等
  - ・[14] [74] [149] [174] [216] [263] [292]
  - ・(h) 収用等
  - ・被取用者からの不服申立て……[13] [52] [53] [91], [119] [122] [133], [213]
- (2) 河川区域
- ・河川区域でないことを求める訴え……[5] [35]
  - ・収用以外の事案……[7] 換地工区の一時利用地指定分の取消請求、[69] 地権者の同意のない治山工事（ダム建設工事）に対する損害賠償請求、[147] 用地取得者（静岡市）の登記懈怠に対する損害賠償請求、[161] 徳山ダム開発工区禁止区域に一部指定しかされたため敷業権の全部につき補償を受けられなかつた鈴木業権者の指定取消請求、[211] 川越湖横水の地下トンネルに対する地権者（三井寺）からの土地使用権不存続確認請求（認容）
  - ・(i) 河川区域
  - ・河川区域でないことを求める訴え……[5] [35]
  - ・河川敷地の所有権等をめぐる争い……[9] [24] [44] [61] [63] [70] [142]
  - ・(j) 河川敷地をめぐる争い……[178]
  - ・(k) 河川区域等の土地の税金……[36] [50] [68] [112] [176] [221] [278]
  - ・(l) 私人間の境界紛争……[48] [108]
  - ・(m) 規制に端を発する利水者内部・私人間の紛争
  - ・[10] [18] 河川扩幅によるマンション建築制限、[86] 河川指定のためゴルフ場開設延滞
  - ・シビングセンター建設断念、[93] 河川指定のためゴルフ場開設延滞
- 資料4



03/16 第5回世界水フォーラム（トルコ・イスラム）	
07/19 平成21年7月中国・九州北部豪雨（-26）	04/24 土壌汚染対策法の一部を改正する法律（法律第52号）公布
平成21年 08/09 台風9号被害	（法律第53号）公布
2009年 08/11 風河湾地震	バイオマス活用推進基本法（法律第52号）
08/30 第45回国会衆議院議員選挙民民主党第一党 となる（マニフェスト）ト川辺川ダム・八ヶ岳ダムに止むを得ない）	燃地法等の一部を改正する法律（法律第57号）公布
09/16 島山由紀夫大臣：作業開始	
11/10 「事業仕分け」作業開始	
09/27 沖縄本島近海地震	06/02 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低爾康の保全及び棲点施設の整備等に関する法律（法律第41号）：沖ノ鳥島保全法（法律第52号）公布
平成22年 06/08 青流人内閣発足	11/25 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（法律第52号）公布
2010年 07/16 庄原ダム（-21） 12- 平成23年豪雪（-平成23.2）	07/01 土砂災害警戒区域等の一部を改正する法律（法律第52号）公布
03/09 新燃岳噴火	04/22 森林法の一部を改正する法律（法律第20号）公布
03/11 三陸沖地震	06/22 水質汚染防止法の一部を改正する法律（法律第71号）公布
03/11 八北地方太平洋冲地震（東日本大震災）	06/24 東日本大震災復興基本法（法律第76号）公布
03/12 静岡県北部地震	06/24 津波対策の推進に関する法律（法律第77号）公布
03/15 静岡県東部地震	07/01 国土交通省令改定（政令第203号）により前号同局に土地・水質監視部を統合し水と都市・地震整備局下水部門を統合し水管理・国土保全局発足
平成23年 04/07 福島県東部地震（東日本大震災余震）	04/22 森林法の一部を改正する法律（法律第94号）公布
06/30 平成23年7月新潟・福島豪雨（-30）	08/10 原子力災害賠償支援機構法（法律第94号）公布
07/26 野田佳彦内閣発足	08/30 平成23年11月に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所による事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対応に関する特別措置法（法律第110号）公布
09/04 台風12号・紀伊半島・大水害	12/14 海洋防災地図づくりに関する法律（法律第123号）公布
12/22 両国志留・高瀬川ダム建設	12/16 復興実施法（法律第128号）公布
12/24 平成24年豪雪（-平成24.3）	03/12 第6回世界水フォーラム（マレーシア）
平成25年 03/14 三陸沖地震	03/31 葵地帯に対する特別措置法の一項を改正する法律（法律第8号）公布
05/19 第2回アジア・太平洋水サミット（ダ・イ・チエントマイ）	06/21 災害対策基本法等の一部を改正する法律（法律第54号）公布
2013年 04/03 煙突低気圧被害（-05）	06/27 災害対策基本法の一部を改正する法律（法律第65号）公布
07/28 島根県と山口県の大震	08/22 社会保証制度改定推進法（法律第64号）公布
10/08 三鹿ストーカー事件	08/22 子ども・子育て支援法（法律第65号）
10/16 台風26号・伊豆大島・土砂災害	06/12 水防法及び河川法の一部を改正する法律（法律第35号；表2）②）公布
12/26 第2次安倍晋三内閣発足（-平成25.2） 12- 平成25年豪雪	06/21 災害対策基本法等の一部を改正する法律（法律第54号）公布
02/02 十勝地方南部地震	06/21 災害対策基本法等の一部を改正する法律（法律第54号）公布
04/13 濃霧島地震	06/21 大規模災害からの復興に関する法律（法律第65号）公布
平成25年 05/19 第2回アジア・太平洋水サミット（ダ・イ・チエントマイ）	11/22 鹿児島の健全な発展と開拓との関わりを再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（法律第81号）公布
2013年 05/06 平成24年7月九州北部豪雨（-14）	08/11 第1回アシア・太平洋水サミット（大分県別府市）
07/03 野田佳彦内閣発足	08/22 子ども・子育て支援法（法律第123号）公布
12/07 三陸沖地震	03/13 第1回アシア・太平洋水サミット（大分県別府市）
12/26 第2次安倍晋三内閣発足（東北豪雪）（-平成25.2） 12- 平成25年豪雪	03/31 第4回世界水フォーラム（メキシコシティ）
03/12 第6回世界水フォーラム（マレーシア）	04/21 伊豆半島東方沖地震
03/14 三葉沖東方沖地震	04/21 新潟県中部地震
05/19 第2回アジア・太平洋水サミット（ダ・イ・チエントマイ）	04/15 三重県基部地震
2013年 04/03 煙突低気圧被害（-05）	05/19 伊豆半島東部地震
07/28 島根県と山口県の大震	06/14 岩手・宮城内陸地震
10/08 三鹿ストーカー事件	07/15 平成18年豪雪（-24）
10/16 台風26号・伊豆大島・土砂災害	09/15 吉野川豪雨（-20）
12/21 强くしなやかな国民生活の実現を図る	10/23 新潟県中越地震（死者68人）

資料12

03/16 第5回世界水フォーラム（トルコ・イスラム）	07/11 森林法の一部を改正する法律（法律第52号）公布
07/19 平成21年7月中国・九州北部豪雨（-26）	04/24 土壌汚染対策法の一部を改正する法律（法律第52号）公布
平成21年 08/09 台風9号被害	（法律第53号）公布
2009年 08/11 風河湾地震	バイオマス活用推進基本法（法律第52号）
08/30 第45回国会衆議院議員選挙民民主第一党 となる（マニフェスト）ト川辺川ダム・八ヶ岳ダムに止むを得ない）	燃地法等の一部を改正する法律（法律第57号）公布
09/16 島山由紀夫大臣：作業開始	
11/10 「事業仕分け」作業開始	
09/27 沖縄本島近海地震	06/02 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低爾康の保全及び棲点施設の整備等に関する法律（法律第41号）：沖ノ鳥島保全法（法律第52号）公布
平成22年 06/08 青流人内閣発足	11/25 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（法律第52号）公布
2010年 07/16 庄原ダム（-21） 12- 平成23年豪雪（-平成23.2）	07/01 土砂災害警戒区域等の一部を改正する法律（法律第52号）公布
03/09 新燃岳噴火	04/22 森林法の一部を改正する法律（法律第20号）公布
03/11 三陸沖地震	06/22 水質汚染防止法の一部を改正する法律（法律第71号）公布
03/11 八北地方太平洋冲地震（東日本大震災）	06/24 東日本大震災復興基本法（法律第76号）公布
03/12 静岡県北部地震	06/24 津波対策の推進に関する法律（法律第77号）公布
03/15 静岡県東部地震	07/01 国土交通省令改定（政令第203号）により前号同局に土地・水質監視部を統合し水と都市・地震整備局下水部門を統合し水管理・国土保全局発足
平成23年 04/07 福島県東部地震（東日本大震災余震）	04/22 森林法の一部を改正する法律（法律第94号）公布
06/30 平成23年7月新潟・福島豪雨（-30）	08/10 原子力災害賠償支援機構法（法律第94号）公布
07/26 野田佳彦内閣発足	08/30 平成23年11月に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所による事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対応に関する特別措置法（法律第110号）公布
09/04 台風12号・紀伊半島・大水害	12/14 海洋防災地図づくりに関する法律（法律第123号）公布
12/22 両国志留・高瀬川ダム建設	12/16 復興実施法（法律第128号）公布
12/24 平成24年豪雪（-平成24.3）	03/12 第6回世界水フォーラム（マレーシア）
平成25年 03/14 三陸沖地震	03/31 葵地帯に対する特別措置法の一項を改正する法律（法律第8号）公布
05/19 第2回アジア・太平洋水サミット（ダ・イ・チエントマイ）	06/21 災害対策基本法等の一部を改正する法律（法律第54号）公布
2013年 04/03 煙突低気圧被害（-05）	06/27 災害対策基本法の一部を改正する法律（法律第65号）公布
07/28 島根県と山口県の大震	08/11 第1回アシア・太平洋水サミット（大分県別府市）
10/08 三鹿ストーカー事件	08/22 子ども・子育て支援法（法律第65号）
10/16 台風26号・伊豆大島・土砂災害	06/12 水防法及び河川法の一部を改正する法律（法律第35号；表2）②）公布
12/26 第2次安倍晋三内閣発足（-平成25.2） 12- 平成25年豪雪	06/21 災害対策基本法等の一部を改正する法律（法律第54号）公布
03/12 第6回世界水フォーラム（マレーシア）	03/31 第4回世界水フォーラム（メキシコシティ）
03/14 三葉沖東方沖地震	04/21 伊豆半島東方沖地震
05/19 第2回アジア・太平洋水サミット（ダ・イ・チエントマイ）	04/21 新潟県中部地震
2013年 04/03 煙突低気圧被害（-05）	04/15 三重県基部地震
07/28 島根県と山口県の大震	05/19 伊豆半島東部地震
10/08 三鹿ストーカー事件	06/14 岩手・宮城内陸地震
10/16 台風26号・伊豆大島・土砂災害	07/15 平成18年豪雪（-24）
12/21 強くしなやかな国民生活の実現を図る	09/15 吉野川豪雨（-20）

資料11

03/16 第5回世界水フォーラム（トルコ・イスラム）	07/11 森林法の一部を改正する法律（法律第52号）公布
07/19 平成21年7月中国・九州北部豪雨（-26）	04/24 土壌汚染対策法の一部を改正する法律（法律第52号）公布
平成21年 08/09 台風9号被害	（法律第53号）公布
2009年 08/11 風河湾地震	バイオマス活用推進基本法（法律第52号）
08/30 第45回国会衆議院議員選挙民民主第一党 となる（マニフェスト）ト川辺川ダム・八ヶ岳ダムに止むを得ない）	燃地法等の一部を改正する法律（法律第57号）公布
09/16 島山由紀夫大臣：作業開始	
11/10 「事業仕分け」作業開始	
09/27 沖縄本島近海地震	06/02 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低爾康の保全及び棲点施設の整備等に関する法律（法律第41号）：沖ノ鳥島保全法（法律第52号）公布
平成22年 06/08 青流人内閣発足	11/25 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（法律第52号）公布
2010年 07/16 庄原ダム（-21） 12- 平成23年豪雪（-平成23.2）	07/01 土砂災害警戒区域等の一部を改正する法律（法律第52号）公布
03/09 新燃岳噴火	04/22 森林法の一部を改正する法律（法律第20号）公布
03/11 三陸沖地震	06/22 水質汚染防止法の一部を改正する法律（法律第71号）公布
03/11 八北地方太平洋冲地震（東日本大震災）	06/24 東日本大震災復興基本法（法律第76号）公布
03/12 静岡県北部地震	06/24 津波対策の推進に関する法律（法律第77号）公布
03/15 静岡県東部地震	07/01 国土交通省令改定（政令第203号）により前号同局に土地・水質監視部を統合し水と都市・地震整備局下水部門を統合し水管理・国土保全局発足
平成23年 04/07 福島県東部地震（東日本大震災余震）	04/22 森林法の一部を改正する法律（法律第94号）公布
06/30 平成23年7月新潟・福島豪雨（-30）	08/10 原子力災害賠償支援機構法（法律第94号）公布
07/26 野田佳彦内閣発足	08/30 平成23年11月に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所による事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対応に関する特別措置法（法律第110号）公布
09/04 台風12号・紀伊半島・大水害	12/14 海洋防災地図づくりに関する法律（法律第123号）公布
12/22 両国志留・高瀬川ダム建設	12/16 復興実施法（法律第128号）公布
12/24 平成24年豪雪（-平成24.3）	03/12 第6回世界水フォーラム（マレーシア）
平成25年 03/14 三陸沖地震	03/31 葵地帯に対する特別措置法の一項を改正する法律（法律第8号）公布
05/19 第2回アジア・太平洋水サミット（ダ・イ・チエントマイ）	06/21 災害対策基本法等の一部を改正する法律（法律第54号）公布
2013年 04/03 煙突低気圧被害（-05）	06/27 災害対策基本法の一部を改正する法律（法律第65号）公布
07/28 島根県と山口県の大震	08/11 第1回アシア・太平洋水サミット（大分県別府市）
10/08 三鹿ストーカー事件	08/22 子ども・子育て支援法（法律第65号）
10/16 台風26号・伊豆大島・土砂災害	06/12 水防法及び河川法の一部を改正する法律（法律第35号；表2）②）公布
12/26 第2次安倍晋三内閣発足（-平成25.2） 12- 平成25年豪雪	06/21 災害対策基本法等の一部を改正する法律（法律第54号）公布
03/12 第6回世界水フォーラム（マレーシア）	03/31 第4回世界水フォーラム（メキシコシティ）
03/14 三葉沖東方沖地震	04/21 伊豆半島東方沖地震
05/19 第2回アジア・太平洋水サミット（ダ・イ・チエントマイ）	04/21 新潟県中部地震
2013年 04/03 煙突低気圧被害（-05）	04/15 三重県基部地震
07/28 島根県と山口県の大震	05/19 伊豆半島東部地震
10/08 三鹿ストーカー事件	06/14 岩手・宮城内陸地震
10/16 台風26号・伊豆大島・土砂災害	07/15 平成18年豪雪（-24）
12/21 強くしなやかな国民生活の実現を図る	09/15 吉野川豪雨（-20）

資料12

第 60 条第 2 項後段、第 62 条、第 65 条の 2 第 3 項後段又は第 96 条の規定（これらの規定による国への負担の割合について、これらの規定と異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が負担する金額を無利子で貸付けることができる。	6 川又は、2級河川（第百条の規定によりこの法律の2級河川に関する規定が適用される河川を含む。）に関する事業（前項の改良工事及び修繕工事等を除く。）で社会資本整備特別措置法第2条第1項第2号に該当するものに要する費用に充てた資金の一部を、子算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。	7 前 2 項の国の賃料金の償還期間は、20 年（5 年以内の償還期間を含む。）以内で合意を定める期間とする。
8 前項に定めるもののほか、附則第 5 項又は第 6 項の規定による賃料金の償還方法、償還期間の趣旨上掲げその他必要な事項は、政令で定める。	9 頃は、附則第 5 項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である改良工事に係る第 60 条第 1 項後段、第 62 条、第 65 条の 2 第 1 項後段又は第 96 条の 5 項による国への負担に於いて、当該賃料金に相当する金額を償還することにより行うものとする。	10 國は、附則第 6 項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行つた場合には、当該賃料金に相当する事項について、当該賃料金に相当する金額の補助を行ふものとし、当該補助については、当該賃料金の償還において、当該賃料金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。
11 地方公共団体が、附則第 5 項又は第 6 項の規定による賃料金を受けた場合に、当該賃料金について、附則第 7 項及び第 8 項の規定に基づき定められる償還期間を越えて償還を行つた場合は、政令で定める場合を除く。（における前 2 項の規定の適用については、当該賃料金の償還が別途附則第 6 項の規定によるものとみなす。）	平成 1 年 4 月 10 日法律第 22 号「国の補助金等の附則第 4 項中「日本の補助金等に関する法律」43 年度までの各年度」に改める。	所則第 3 項中「昭和 61 年度」の下に「及び平成 3 年のただし、廃止を含まざる。」を加え、同項に
⑬ 整理及び合規化並びに臨時特例等による改正	平成 3 年 3 月 30 日法律第 15 号「日本の補助金等の臨時特例等に関する法律」29 条による改正	ためて施行する緊急河川事業に係る改良工事について平成 3 年度から平成 5 年度までの各年度において同条の規定を適用する場合には、この限りでない。
⑭ 整理及び改正する法律	平成 3 年 5 月 2 日法律第 61 号「河川法の一部を改	第 60 条第 1 項中「(行なう)」を「(行う)」に、「改良工事のうち政令で定める大規模工事」(次に改めて「大規模改良工事」という。)に要する費用に要する費用であつてはその 3 分の 1、その他の改良工事に要する費用にあつてはその 3 分の 1、維持及び修繕に要する費用に定める。
⑮ 整理及び合理化等による改正	平成 5 年 3 月 31 日法律第 8 号「国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律」27 条・附則 4 による改正	第 60 条第 1 項中「(行なう)」を「(行う)」に、「改良工事のうち政令で定める大規模工事」(次に改めて「大規模改良工事」という。)に要する費用に要する費用であつてはその 3 分の 1、その他の改良工事に要する費用に定める。

では、この限りでない。	2 市町村長は、前項の規定による監護に基づき、河川工事又は河川の維持を行おうとするとき、及び河川工事又は河川の維持を完了したときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
3 市町村長は、第 1 項の規定による監護に基づき、河川工事又は河川の維持を行おうとするとき、河川管渠管理者に代わってその権限を行らうものとす。	第 20 条中「第 11 条」の下に、「第 16 条の 2 第 1 項」を加え、「行なう」を「行う」に改める。 第 35 条第 1 項中「第 79 条第 2 項第 3 号」を「第 79 条第 2 項第 4 号」に改める。
4 つき、河川工事又は河川の維持を行おうとするとき、河川管渠管理者に代わってその権限を行らうものとす。	第 62 条中「改良工事」の下に、「(第 16 条の 2 第 1 項の規定による協議を行ふものとす)」を除く。)を加え、「こえない」を「見えない」に改める。
5 第 65 条の次に次の 1 条を加える。 (市町村長の施行する工事等に要する費用) 第 65 条の 2 第 16 条の 2 第 1 項の規定による協議にに基づき市町村長が行う前項工事又は河川の維持に要する費用は、当該市町村長の職務とする市町村等の負担とする。この場合にはにおいて、国及び地方公共団体は、当該費用のうち改良工事等に要する費用については、該合意を定めることにより、その一部を負担する。 2 第 67 条後段の改正工事により、同項後段の費用の一部を負担する都道府県以外の都道府県が署して受けける都道府県は、その受益の範囲においては、当該費用の一割を負担する。 3 第 63 条第 4 項の規定は、前項の場合について適用する。 4 第 1 項後段の規定により国及び都道府県が負担する費用は、その受益の範囲により利益を受ける都道府県が負担すべき費用は、該合意で定めるところにより、第 1 項前段の規定により、市町村に対する支給の額に比例して支給しなければならない。	第 68 条第 1 項中「附した」を「付した」に、及び第 60 条第 2 項前段を「1、第 60 条第 2 項前段及び第 65 条の 2 第 1 項後段」に改める。 第 79 条第 1 項中「行なう」を「行う」に、「行なう」を「行おう」に改め、同条第 2 項第 2 項中「行なう」を「行おう」に改め、同項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。 三 第 16 条の 2 第 1 項の河川工事で該合意で定めるものにつき、[同項の規定による協議に応じうとする場合]
附則に次の 7 項を加える。	5 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第 60 条又は第 65 条の規定により國がその費用について負担する改良工事で日本電信電話株式会社の株式の承認取扱いの活用による社会資本の整備に遅延する特別措置法(昭和 62 年法律第 86 号)に附する「社会資本整備特別措置法」という。第 2 条第 1 項第 2 号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、

	項及び第 5 項、第 28 条から第 30 条まで、 第 31 条第 2 項、第 34 条第 1 項、第 36 条第 1 項、第 47 条第 1 項、第 49 条第 2 項、第 52 条、第 53 条第 3 項、第 62 条第 2 項から第 1 項、第 44 条第 4 項、第 47 条第 4 項、第 53 条の 2 第 2 項及び第 4 項、第 54 条第 1 項、 及び第 3 項、第 56 条第 1 項及び第 4 項、第 55 条第 1 項、第 56 条第 1 項及び第 3 項、第 57 条第 1 項及び第 2 項、第 65 条第 1 項から 第 3 項まで及び第 4 項、第 68 条第 1 項及び 第 69 条第 1 項、第 70 条第 1 項、第 70 条、第 68 条第 2 項、第 74 条第 1 項から第 2 項第 1 項及び第 2 項、第 75 条第 1 項から 第 3 項まで及び第 5 項、第 75 条第 1 項及び 第 76 条第 1 項、第 77 条第 1 項及び第 3 項、第 58 条、第 59 条第 1 項及び第 3 項、第 60 条、第 61 条第 1 項及び第 2 項、第 66 条、第 67 条、第 68 条第 1 項、第 69 条第 1 項、第 89 条の 2 第 1 項及び第 2 項、第 90 条第 1 項及 び第 3 項、第 91 条第 1 項、第 92 条並びに第 89 条第 1 項から第 3 項まで、第 6 項及び第 8 項、 第 91 条第 1 項、第 92 条並びに第 95 条の規 定により、2 種河川に関する事務が處理 することとされている事務	二 第 16 条の 3 の規定により、指定区内の 1 種河川及び 2 種河川に関する市町村が処 理することとされる事務 2 他の法律及びこれに基づく政令の規定によ り、指定区内の 1 種河川及び 2 級河川の管 理に關して管道専供県が處理することとされて いる事務は、第 1 号法定受託事務とする。
平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号「中央省庁等改 革のための國の行政組織關係法律の整備等に関する 法律」168 条による改正 本関係法施行法】1152 条による改正	本則(第 16 条第 4 項、第 5 項の篇名及び第 86 條を除く。)中「建設省令」を「国土交通省令」に、「建 設大臣」を「国土交通大臣」に、「河川審議会」を「社 會資本整備審議会」に、「財務大臣」を「財務大臣」 に、「地方建設局長」を「地方整備局長」に改める。 第 16 条第 2 項中「国土交通大臣」に改め、「同項を 社會資本整備審議会は、國土交通大臣」と改め、「社会 資本整備審議会」に改め、「同項を同第 2 項とする。 第 81 条から第 85 条までを削除する。	
平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号「中央省庁等改 革のための國の行政組織關係法律の整備等に関する 法律」による改正 本関係法施行法】1152 条による改正	本則(第 16 条第 4 項、第 5 項の篇名及び第 86 條を除く。)中「建設省令」を「国土交通省令」に、「建 設大臣」を「国土交通大臣」に、「河川審議会」を「社 會資本整備審議会」に、「財務大臣」を「財務大臣」 に、「地方建設局長」を「地方整備局長」に改める。 第 16 条の 2 第 2 項中「河川整備基本方針に即し るに、かつ、公害防止等当該省管轄事項に關する地 域に作用する河川に、公害防止等當該省管轄事項との 調整を図つて」を加える。 第 6 条第 5 項中「體制水産大臣」を「漁港管理者」 に改める。	
平成 12 年 4 月 28 日法律第 53 号「河川法の一部を 改正する法律」 平成 12 年 6 月 19 日法律第 78 号「漁港法の一部を 改正する法律」附則 14 条による改正	〔第 5 次改正〕河川管理者につき「都道府県知事」 のほか、「指定都道府市長」を追加。 〔第 6 次改正〕河川法の一部を「漁港水産大臣」を「漁港管理者」 に改める。	
平成 12 年 6 月 31 日法律第 91 号「簡法等の一部を 改正する法律」の施行による承認の廃止に関する 〔一般承認人〕の下に「分離による承認の場合にあ る」に改める。	〔第 7 次改正〕河川管理者につき「都道府県知事」 のほか、「一般承認人」の下に「分離による承認の場合にあ る」に改める。	

10

10

表3 平成期の河川判例一覧

	裁判年月日・出典	請求内容・裁判結果等	判例詳解
[1]	千葉地裁平成1・1・20判 沿岸河川(下水道・船)水管損害賠償請求事件(棄却)	古崎輪長・判例地方自治68号67頁	
[2]	大阪地判平成1・3・8判時1307号24頁・判タ687号56頁・監理監査合議審計兩工事差止等	北原宗伸・シユリ942号78頁、原告訴訟敗訴(一部却下)	
[3]	東京地決平成1・3・9判例地方整地川(2級河川・ヨツトメ事件(地下))	原告・シユリ942号78頁、原告訴訟敗訴(一部却下)	
[4]	金沢市判60号65頁	原告・シユリ942号55頁、同『環境法判例百選』70頁、同『第2版』68頁、阿波津正一『環境法判例百選(第3版)』44頁	
[5]	大阪地決平成1・3・9判例地方整地川(2級河川・ヨツトメ事件(地下))	原告・シユリ942号114頁、原告訴訟敗訴(一部却下)	
[6]	金沢市判60号42頁・監理監査合議審計兩工事差止等	原告・シユリ942号128頁、原告訴訟敗訴(一部却下)	
[7]	大阪高判平成1・4・26判時1348号103頁・監理監査死亡事故訴訟(一部認否)事件(上告棄却)	毛長川(1級河川・埼玉県管轄)原告・シユリ942号32頁	
[8]	大阪高判平成1・7・28判時1331号709号151頁・判例地方自	増田和男・シユリ933号84頁、川上宏二・原告・監理監査合議審計兩工事差止等	
[9]	号70頁・判タ717号84頁	川上宏二・原告・監理監査合議審計兩工事差止等	
[10]	号51頁・監理監査合議審計兩工事差止等	川上宏二・原告・監理監査合議審計兩工事差止等	
[11]	号137頁	原告・シユリ942号46頁	
[12]	大阪高決平成1・10・23判時1373号51頁・判例地方自	川山川・出石川(1級河川・大阪府)原告・シユリ942号260頁	
[13]	号58頁・監理監査合議審計兩工事差止等	原告・シユリ942号260頁	
[14]	号19頁	原告・シユリ942号46頁	
[15]	号233頁	原告・シユリ942号46頁	
[16]	号1346号58頁・監理監査合議審計兩工事差止等	原告・シユリ942号46頁	
[17]	号194頁	原告・シユリ942号46頁	
[18]	号1頁	原告・シユリ942号46頁	
[19]	号19頁	原告・シユリ942号46頁	
[20]	号19頁	原告・シユリ942号46頁	
[21]	号19頁	原告・シユリ942号46頁	
[22]	号19頁	原告・シユリ942号46頁	
[23]	号139頁・判例地方自治101号84頁	原告・シユリ942号46頁	
[24]	号258頁・判例地方自治99号62頁	原告・シユリ942号46頁	
[25]	号139頁・判例地方自治101号84頁	原告・シユリ942号46頁	
[26]	号58頁・判タ795号117頁	原告・シユリ942号46頁	
[27]	号23頁・判例地方自治98号68頁	原告・シユリ942号46頁	
[28]	号65頁・監理監査合議審計兩工事差止等	原告・シユリ942号46頁	
[29]	号65頁・監理監査合議審計兩工事差止等	原告・シユリ942号46頁	
[30]	号109頁・判タ785号107頁	原告・シユリ942号46頁	
[31]	号1470号121頁・判タ794号220頁	原告・シユリ942号46頁	

資料24

[1]	千葉地裁平成1・1・20判 沿岸河川(下水道・船)水管損害賠償請求事件(棄却)	古崎輪長・判例地方自治68号67頁
[2]	大阪地判平成1・3・8判時1307号24頁・判タ687号56頁・監理監査合議審計兩工事差止等	北原宗伸・シユリ942号78頁、原告訴訟敗訴(一部却下)
[3]	東京地決平成1・3・9判例地方整地川(2級河川・ヨツトメ事件(地下))	原告・シユリ942号78頁、原告訴訟敗訴(一部却下)
[4]	金沢市判60号65頁	原告・シユリ942号55頁、同『環境法判例百選』70頁、同『第2版』68頁、阿波津正一『環境法判例百選(第3版)』44頁
[5]	号103頁・判タ716号73頁・監理監査死亡事故訴訟(一部認否)事件(上告棄却)	毛長川(1級河川・埼玉県管轄)原告・シユリ942号32頁
[6]	号103頁・判タ716号73頁・監理監査死亡事故訴訟(一部認否)事件(上告棄却)	増田和男・シユリ933号84頁、川上宏二・原告・監理監査合議審計兩工事差止等
[7]	号70頁・判タ709号151頁・判例地方自	川上宏二・原告・監理監査合議審計兩工事差止等
[8]	号51頁・監理監査合議審計兩工事差止等	川上宏二・原告・監理監査合議審計兩工事差止等
[9]	号137頁	原告・シユリ942号46頁
[10]	号1346号58頁・監理監査合議審計兩工事差止等	原告・シユリ942号46頁
[11]	号194頁	原告・シユリ942号46頁
[12]	号19頁	原告・シユリ942号46頁
[13]	号19頁	原告・シユリ942号46頁
[14]	号19頁	原告・シユリ942号46頁
[15]	号19頁	原告・シユリ942号46頁
[16]	号19頁	原告・シユリ942号46頁
[17]	号19頁	原告・シユリ942号46頁
[18]	号19頁	原告・シユリ942号46頁
[19]	号19頁	原告・シユリ942号46頁
[20]	号19頁	原告・シユリ942号46頁
[21]	号19頁	原告・シユリ942号46頁

資料23

[1]	東京高判平成2・6・13東高民時 平作川(2級河川・横須賀市)の下水流改修による河川田村泰介・判評387号(判時1376年4月15日)第5・8号・37頁・同時1357号・同4月17日	横須賀市(横須賀市)の下水流改修による河川田村泰介・判評387号(判時1376年4月15日)第5・8号・37頁・同時1357号・同4月17日
[2]	号189頁・佐藤就二・監理監査合議審計兩工事差止等	号189頁・佐藤就二・シユリ984号・監理監査合議審計兩工事差止等
[3]	号177頁・同『最軽解氏』(平成3年版)第5版	号177頁・同『最軽解氏』(平成3年版)第5版
[4]	号177頁・同『第6版』(平成3年版)第5版	号177頁・同『第6版』(平成3年版)第5版
[5]	号177頁・同『第7版』(平成6年版)第5版	号177頁・同『第7版』(平成6年版)第5版
[6]	号177頁・同『第8版』(平成7年版)第5版	号177頁・同『第8版』(平成7年版)第5版
[7]	号177頁・同『第9版』(平成8年版)第5版	号177頁・同『第9版』(平成8年版)第5版
[8]	号177頁・同『第10版』(平成9年版)第5版	号177頁・同『第10版』(平成9年版)第5版
[9]	号177頁・同『第11版』(平成10年版)第5版	号177頁・同『第11版』(平成10年版)第5版
[10]	号177頁・同『第12版』(平成11年版)第5版	号177頁・同『第12版』(平成11年版)第5版
[11]	号177頁・同『第13版』(平成12年版)第5版	号177頁・同『第13版』(平成12年版)第5版
[12]	号177頁・同『第14版』(平成13年版)第5版	号177頁・同『第14版』(平成13年版)第5版
[13]	号177頁・同『第15版』(平成14年版)第5版	号177頁・同『第15版』(平成14年版)第5版
[14]	号177頁・同『第16版』(平成15年版)第5版	号177頁・同『第16版』(平成15年版)第5版
[15]	号177頁・同『第17版』(平成16年版)第5版	号177頁・同『第17版』(平成16年版)第5版
[16]	号177頁・同『第18版』(平成17年版)第5版	号177頁・同『第18版』(平成17年版)第5版
[17]	号177頁・同『第19版』(平成18年版)第5版	号177頁・同『第19版』(平成18年版)第5版
[18]	号177頁・同『第20版』(平成19年版)第5版	号177頁・同『第20版』(平成19年版)第5版
[19]	号177頁・同『第21版』(平成20年版)第5版	号177頁・同『第21版』(平成20年版)第5版
[20]	号177頁・同『第22版』(平成21年版)第5版	号177頁・同『第22版』(平成21年版)第5版
[21]	号177頁・同『第23版』(平成22年版)第5版	号177頁・同『第23版』(平成22年版)第5版
[22]	号177頁・同『第24版』(平成23年版)第5版	号177頁・同『第24版』(平成23年版)第5版
[23]	号177頁・同『第25版』(平成24年版)第5版	号177頁・同『第25版』(平成24年版)第5版
[24]	号177頁・同『第26版』(平成25年版)第5版	号177頁・同『第26版』(平成25年版)第5版
[25]	号177頁・同『第27版』(平成26年版)第5版	号177頁・同『第27版』(平成26年版)第5版
[26]	号177頁・同『第28版』(平成27年版)第5版	号177頁・同『第28版』(平成27年版)第5版
[27]	号177頁・同『第29版』(平成28年版)第5版	号177頁・同『第29版』(平成28年版)第5版
[28]	号177頁・同『第30版』(平成29年版)第5版	号177頁・同『第30版』(平成29年版)第5版
[29]	号177頁・同『第31版』(平成30年版)第5版	号177頁・同『第31版』(平成30年版)第5版
[30]	号177頁・同『第32版』(平成31年版)第5版	号177頁・同『第32版』(平成31年版)第5版

資料25

[1]	東京高判平成2・6・13東高民時 平作川(2級河川・横須賀市)の下水流改修による河川田村泰介・判評387号(判時1376年4月15日)第5・8号・37頁・同時1357号・同4月17日	横須賀市(横須賀市)の下水流改修による河川田村泰介・判評387号(判時1376年4月15日)第5・8号・37頁・同時1357号・同4月17日
[2]	号189頁・佐藤就二・監理監査合議審計兩工事差止等	号189頁・佐藤就二・シユリ984号・監理監査合議審計兩工事差止等
[3]	号177頁・同『最軽解氏』(平成3年版)第5版	号177頁・同『最軽解氏』(平成3年版)第5版
[4]	号177頁・同『第6版』(平成6年版)第5版	号177頁・同『第6版』(平成6年版)第5版
[5]	号177頁・同『第7版』(平成7年版)第5版	号177頁・同『第7版』(平成7年版)第5版
[6]	号177頁・同『第8版』(平成8年版)第5版	号177頁・同『第8版』(平成8年版)第5版
[7]	号177頁・同『第9版』(平成9年版)第5版	号177頁・同『第9版』(平成9年版)第5版
[8]	号177頁・同『第10版』(平成10年版)第5版	号177頁・同『第10版』(平成10年版)第5版
[9]	号177頁・同『第11版』(平成11年版)第5版	号177頁・同『第11版』(平成11年版)第5版
[10]	号177頁・同『第12版』(平成12年版)第5版	号177頁・同『第12版』(平成12年版)第5版
[11]	号177頁・同『第13版』(平成13年版)第5版	号177頁・同『第13版』(平成13年版)第5版
[12]	号177頁・同『第14版』(平成14年版)第5版	号177頁・同『第14版』(平成14年版)第5版
[13]	号177頁・同『第15版』(平成15年版)第5版	号177頁・同『第15版』(平成15年版)第5版
[14]	号177頁・同『第16版』(平成16年版)第5版	号177頁・同『第16版』(平成16年版)第5版
[		

[49]	長(1小)判平成5・9・9訟時 40巻9号2222頁	判決一部取消し、一部要更・一部 原告(被請求人)河川管理者の未原告人・訟月40巻9号2222頁	新潟地判平成4・3・31判時1422号260頁・訟第2次(第1陣)訴訟(一部棄却) 39頁・判タ782号677頁
[50]	最(1小)判平成5・10・28訟務 許證料199号679頁	原告(被請求人)河川管理者の未原告人・訟月40巻9号2222頁	新潟地判平成4・3・31判時1422号260頁・訟第2次(第1陣)訴訟(一部棄却) 39頁・判タ782号677頁
[51]	京都地判平成5・11・26判時1476 号8頁、判タ838号101頁・40 原告(被請求人)河川管理者の未原告人・訟月40 巻11号2581頁	原告(被請求人)河川管理者の未原告人・訟月40巻11号2581頁	新潟地判平成4・3・31判時1422号260頁・訟第2次(第1陣)訴訟(一部棄却) 39頁・判タ782号677頁
[52]	東京地判平成5・11・29判時1448 号125号65頁	原告(被請求人)河川管理者の未原告人・訟月40巻11号2581頁	新潟地判平成4・3・31判時1422号260頁・訟第2次(第1陣)訴訟(一部棄却) 39頁・判タ782号677頁
[53]	福岡地判平成5・11・29判時1448 号125号65頁	原告(被請求人)河川管理者の未原告人・訟月40巻11号2581頁	新潟地判平成4・3・31判時1422号260頁・訟第2次(第1陣)訴訟(一部棄却) 39頁・判タ782号677頁
[54]	東京地判平成5・12・17判時 1483号38頁・判タ837号229 頁	原告(被請求人)河川管理者の未原告人・訟月40巻11号2581頁	新潟地判平成4・3・31判時1422号260頁・訟第2次(第1陣)訴訟(一部棄却) 39頁・判タ782号677頁
[55]	前橋地判平成6・3・18判時 146頁・判例地方自治73頁	原告(被請求人)河川管理者の未原告人・訟月40巻11号2581頁	新潟地判平成4・3・31判時1422号260頁・訟第2次(第1陣)訴訟(一部棄却) 39頁・判タ782号677頁
[56]	最(2小)判平成6・3・25判時 1512号22頁・判タ864号196 頁	原告(被請求人)河川管理者の未原告人・訟月40巻11号2581頁	新潟地判平成4・3・31判時1422号260頁・訟第2次(第1陣)訴訟(一部棄却) 39頁・判タ782号677頁
[57]	神戸地判平成6・3・30判時 240頁・判例地方自治59頁	原告(被請求人)河川管理者の未原告人・訟月40巻11号2581頁	新潟地判平成4・3・31判時1422号260頁・訟第2次(第1陣)訴訟(一部棄却) 39頁・判タ782号677頁
[58]	大阪高判平成6・6・29判時 85頁・判例地方自治140号18 頁	原告(被請求人)河川管理者の未原告人・訟月40巻11号2581頁	新潟地判平成4・3・31判時1422号260頁・訟第2次(第1陣)訴訟(一部棄却) 39頁・判タ782号677頁
[59]	最(1小)判平成6・10・27判時 1514号28頁・判タ867号114 頁、監月42巻9号2062頁	原告(被請求人)河川管理者の未原告人・訟月40巻11号2581頁	新潟地判平成4・3・31判時1422号260頁・訟第2次(第1陣)訴訟(一部棄却) 39頁・判タ782号677頁

## 資料28

[32]	新潟地判平成4・3・31判時1422号260頁・訟第2次(第1陣)訴訟(一部棄却) 39頁・判タ782号677頁	原告(被請求人)河川管理者の未原告人・訟月40巻11号2581頁	新潟地判平成4・3・31判時1422号260頁・訟第2次(第1陣)訴訟(一部棄却) 39頁・判タ782号677頁
[33]	仙台地判平成4・4・8判時1446 号98頁・判タ792号105頁	原告(被請求人)河川管理者の未原告人・訟月40巻11号2581頁	新潟地判平成4・3・31判時1422号260頁・訟第2次(第1陣)訴訟(一部棄却) 39頁・判タ782号677頁
[34]	東京高判平成4・4・20判時1424 号1488頁、石川判・訟月40 巻11号2581頁	原告(被請求人)河川管理者の未原告人・訟月40巻11号2581頁	新潟地判平成4・3・31判時1422号260頁・訟第2次(第1陣)訴訟(一部棄却) 39頁・判タ782号677頁
[35]	東京高判平成4・4・25判時1442 号106頁・判タ802号213頁	原告(被請求人)河川管理者の未原告人・訟月40巻11号2581頁	新潟地判平成4・3・31判時1422号260頁・訟第2次(第1陣)訴訟(一部棄却) 39頁・判タ782号677頁
[36]	最高裁判所平成4・6・25訟務 審証資料189号790頁	原告(被請求人)河川管理者の未原告人・訟月40巻11号2581頁	新潟地判平成4・3・31判時1422号260頁・訟第2次(第1陣)訴訟(一部棄却) 39頁・判タ782号677頁
[37]	福岡高院支判平成4・7・17判時 1440号79頁・判タ804号213頁	原告(被請求人)河川管理者の未原告人・訟月40巻11号2581頁	新潟地判平成4・3・31判時1422号260頁・訟第2次(第1陣)訴訟(一部棄却) 39頁・判タ782号677頁
[38]	公害等調査委員会認定平成5・ 2・24訟務審証資料189号790 頁	原告(被請求人)河川管理者の未原告人・訟月40巻11号2581頁	新潟地判平成4・3・31判時1422号260頁・訟第2次(第1陣)訴訟(一部棄却) 39頁・判タ782号677頁
[39]	広島地判平成5・2・24訟務 審証資料262号1号213頁	原告(被請求人)河川管理者の未原告人・訟月40巻11号2581頁	新潟地判平成4・3・31判時1422号260頁・訟第2次(第1陣)訴訟(一部棄却) 39頁・判タ782号677頁
[40]	浦和地判平成5・3・22判時地方 裁判所1号55頁	原告(被請求人)河川管理者の未原告人・訟月40巻11号2581頁	新潟地判平成4・3・31判時1422号260頁・訟第2次(第1陣)訴訟(一部棄却) 39頁・判タ782号677頁
[41]	自治115号55頁	原告(被請求人)河川管理者の未原告人・訟月40巻11号2581頁	新潟地判平成4・3・31判時1422号260頁・訟第2次(第1陣)訴訟(一部棄却) 39頁・判タ782号677頁
[42]	長崎地判平成5・3・23判時地方 裁判所1号51頁	原告(被請求人)河川管理者の未原告人・訟月40巻11号2581頁	新潟地判平成4・3・31判時1422号260頁・訟第2次(第1陣)訴訟(一部棄却) 39頁・判タ782号677頁
[43]	島(12小)判平成5・3・26判時 1459号33頁・判タ928号138 頁	原告(被請求人)河川管理者の未原告人・訟月40巻11号2581頁	新潟地判平成4・3・31判時1422号260頁・訟第2次(第1陣)訴訟(一部棄却) 39頁・判タ782号677頁
[44]	東京高判平成5・3・26判時 1455号79頁・判タ928号138 頁	原告(被請求人)河川管理者の未原告人・訟月40巻11号2581頁	新潟地判平成4・3・31判時1422号260頁・訟第2次(第1陣)訴訟(一部棄却) 39頁・判タ782号677頁
[45]	大分地判平成5・3・30判時地方 裁判所1号61頁	原告(被請求人)河川管理者の未原告人・訟月40巻11号2581頁	新潟地判平成4・3・31判時1422号260頁・訟第2次(第1陣)訴訟(一部棄却) 39頁・判タ782号677頁
[46]	佐賀地判平成5・4・8判時地方 裁判所1号61頁	原告(被請求人)河川管理者の未原告人・訟月40巻11号2581頁	新潟地判平成4・3・31判時1422号260頁・訟第2次(第1陣)訴訟(一部棄却) 39頁・判タ782号677頁
[47]	福岡高判平成5・6・29判時 147号127頁	原告(被請求人)河川管理者の未原告人・訟月40巻11号2581頁	新潟地判平成4・3・31判時1422号260頁・訟第2次(第1陣)訴訟(一部棄却) 39頁・判タ782号677頁
[48]	福岡高判平成5・9・7訟月40 巻9号2184頁	原告(被請求人)河川管理者の未原告人・訟月40巻11号2581頁	新潟地判平成4・3・31判時1422号260頁・訟第2次(第1陣)訴訟(一部棄却) 39頁・判タ782号677頁

## 資料27

[76]	名古屋高判平成8・7・18判時 1595号68頁	津井川(1級河川)河口付近の都 市公園内に係留されたゴミを運搬する 労働者による公害の原因と認めた 原告(被請求人)河川管理者の未原告人・ 訟月40巻11号2581頁	新潟地判平成4・3・31判時1422号260頁・訟第2次(第1陣)訴訟(一部棄却) 39頁・判タ782号677頁
[77]	名古屋高判平成8・8・12判時 47号328頁	原告(被請求人)河川管理者の未原告人・訟月40巻11号2581頁	新潟地判平成4・3・31判時1422号260頁・訟第2次(第1陣)訴訟(一部棄却) 39頁・判タ782号677頁
[78]	岐阜地判平成8・9・30判時 1号217頁	原告(被請求人)河川管理者の未原告人・訟月40巻11号2581頁	新潟地判平成4・3・31判時1422号260頁・訟第2次(第1陣)訴訟(一部棄却) 39頁・判タ782号677頁
[79]	岡山地判平成8・12・17判時 167号14頁	原告(被請求人)河川管理者の未原告人・訟月40巻11号2581頁	新潟地判平成4・3・31判時1422号260頁・訟第2次(第1陣)訴訟(一部棄却) 39頁・判タ782号677頁
[80]	高松高判平成8・9・31判時 84号121頁	原告(被請求人)河川管理者の未原告人・訟月40巻11号2581頁	新潟地判平成4・3・31判時1422号260頁・訟第2次(第1陣)訴訟(一部棄却) 39頁・判タ782号677頁
[81]	最高裁判所平成9・1・28判時 1号181号265頁	原告(被請求人)河川管理者の未原告人・訟月40巻11号2581頁	新潟地判平成4・3・31判時1422号260頁・訟第2次(第1陣)訴訟(一部棄却) 39頁・判タ782号677頁
[82]	宮崎地判平成9・1・31判時 1号110頁、判タ964号113頁	原告(被請求人)河川管理者の未原告人・訟月40巻11号2581頁	新潟地判平成4・3・31判時1422号260頁・訟第2次(第1陣)訴訟(一部棄却) 39頁・判タ782号677頁
[83]	福岡高判平成9・3・11訟月44 号5号765頁・判例地方自治171 号79頁	原告(被請求人)河川管理者の未原告人・訟月40巻11号2581頁	新潟地判平成4・3・31判時1422号260頁・訟第2次(第1陣)訴訟(一部棄却) 39頁・判タ782号677頁
[84]	秋田地判平成9・3・21判時 1号238頁・判タ980号172頁	原告(被請求人)河川管理者の未原告人・訟月40巻11号2581頁	新潟地判平成4・3・31判時1422号260頁・訟第2次(第1陣)訴訟(一部棄却) 39頁・判タ782号677頁
[85]	鹿児島地判平成9・3・24判時 1号169号66頁	原告(被請求人)河川管理者の未原告人・訟月40巻11号2581頁	新潟地判平成4・3・31判時1422号260頁・訟第2次(第1陣)訴訟(一部棄却) 39頁・判タ782号677頁
[86]	岐阜地判平成9・3・26判時 1号1798頁	原告(被請求人)河川管理者の未原告人・訟月40巻11号2581頁	新潟地判平成4・3・31判時1422号260頁・訟第2次(第1陣)訴訟(一部棄却) 39頁・判タ782号677頁
[87]	札幌地判平成9・3・27判時 1号163号81頁・訟月44 号10号1798頁	原告(被請求人)河川管理者の未原告人・訟月40巻11号2581頁	新潟地判平成4・3・31判時1422号260頁・訟第2次(第1陣)訴訟(一部棄却) 39頁・判タ782号677頁
[88]	秋田地判平成9・3・31判時 1号175号78頁	原告(被請求人)河川管理者の未原告人・訟月40巻11号2581頁	新潟地判平成4・3・31判時1422号260頁・訟第2次(第1陣)訴訟(一部棄却) 39頁・判タ782号677頁

## 資料30

[61]	鳥取地米丈支判平成6・11・10 判時1号140号79頁	原告(被請求人)河川管理者の未原告人・訟月40巻11号2581頁	新潟地判平成4・3・31判時1422号260頁・訟第2次(第1陣)訴訟(
------	---------------------------------	----------------------------------	--------------------------------------

[1102] 奈良地裁判所平成 11・3・24 判決 判決 1035 号 190 頁	古野川（1級河川・奈良県）流域 民事の一部原告・被告請求事件
[1103] 佐賀地裁判所平成 11・3・26 判例地 方自治 191 号 60 頁	佐川川（唐津を流れる 2 級河川） 民事の原告・被告請求事件
[1104] 号 117 頁	鳥取地裁判所平成 11・3・29 判決 1694 原告の訴訟請求（一部却下）
[1105] 神戸地裁判所平成 11・4・26 判例地 方自治 183 号 90 頁	八代川（円山川水系の支川・豊岡 市河川法第 1 条に規定する河川）の流域 民事の原告・被告請求事件
[1106] 年（行コ）第 12 号	法外公公用財産（＝河川法の流域 の水路（山口県）への権利）に対する 土管可申請の却下処分に対する 原告請求（棄却）
[1107] 佐賀地裁判所平成 12・1・31 判決 方自治 207 号 83 頁	法外公公用財産（＝河川法の流域 の水路（山口県）への権利）に対する 土管可申請の却下処分の取消請求 事件（一部却下）
[1108] 軽井地裁判所平成 12・3・29 判例地 方自治 233 号 77 頁	法外公公用財産（＝河川法の流域 の水路（山口県）への権利）に対する 土管可申請の却下処分の取消請求 事件（一部却下）
[1109] 薩摩地裁判所平成 12・3・31 判例地 方自治 1044 号 252 頁	法外公公用財産（＝河川法の流域 の水路（山口県）への権利）に対する 土管可申請の却下処分の取消請求 事件（一部却下）
[1110] 長崎地佐世保支那平成 12・7・13 判タ 方自治 55 号 1 号 1 頁	長崎市内河川水系の 1 级河川（江 戸時代に開削された人工河川、愛 媛県の公金支出事件）
[1111] 長崎月 48 卷 1 号 35 頁	長崎市内河川水系の 1 级河川（江 戸時代に開削された人工河川、愛 媛県の公金支出事件）
[1112] 横島地裁判所平成 12・11・28 判例地 方自治 214 号 53 頁	長崎市内河川水系の 1 级河川（江 戸時代に開削された人工河川、愛 媛県の公金支出事件）
[1113] 大阪高裁判所平成 12・1・22 判例地 方自治 228 号 78 頁	長崎市内河川水系の 1 级河川（江 戸時代に開削された人工河川、愛 媛県の公金支出事件）
[1114] 大阪高裁判所平成 13・1・23 判決 方自治 1457 頁	長崎市内河川水系の 1 级河川（江 戸時代に開削された人工河川、愛 媛県の公金支出事件）
[1115] 最（2 小）決平成 13・2・7 判例地 方自治 55 卷 1 号 1 頁	長崎市内河川水系の 1 级河川（江 戸時代に開削された人工河川、愛 媛県の公金支出事件）
[1116] 横浜地裁判所平成 13・2・28 判例地 方自治 265 号 64 頁	長崎市内河川水系の 1 级河川（江 戸時代に開削された人工河川、愛 媛県の公金支出事件）

## 資料32

[89] 鹿児島地裁判所平成 9・8・18 判例地 方自治 172 号 16 頁	田窪川（鹿児島市を流れる 2 級河 川）西田橋休耕地の上耕を告む事件 民事の原告・被告請求事件
[90] 鳥取地裁判所平成 9・10・21 判決 号 152 頁	鳥取市内河川水系の 1 级河川・門 谷堀川（湖山市を含む）湖山市門 谷堀川改修工事の上耕を告む事件 民事の原告・被告請求事件（却却）
[91] 最（3 小）判平成 9・10・28 判決 44 卷 9 号 1578 頁	仙台高田支那平成 9・12・17 判時 1642 号 89 頁・判タ 971 号 東京地裁判所平成 9・12・25 判タ 1004 号 166 頁
[92] 判時 1642 号 89 頁・判タ 971 号 131 頁	東京地裁判所平成 9・10・24 判タ 1004 号 107 頁
[93] 判時 1642 号 89 頁・判タ 971 号 131 頁	佐賀地裁判所平成 10・3・20 判決 71 卷 6 号 38 頁
[94] 広島地裁判所平成 10・2・16 判タ 1004 号 131 頁・判タ 1013 号 125 頁	廣島地裁判所平成 10・3・26 判決 75 卷 4 号 126 頁
[95] 判時 1642 号 131 頁・判タ 1013 号 125 頁	宇美川（1 级河川）長安ロダム（物 理理由とする入会契約解約・預託金 返還請求事件）
[96] 判時 1642 号 131 頁・判タ 1013 号 125 頁	福岡地裁判所平成 10・3・26 判決 75 卷 4 号 128 頁
[97] 最（2 小）判平成 10・3・27 判決 181 号 95 頁	長崎地裁判所平成 10・1・12・17 判決 1667 号 3 頁・判タ 1015 号 256 号 107 頁
[98] 判時 1642 号 131 頁・判タ 1013 号 125 頁	宇美川（2 级河川）長安ロダム（物 理理由とする入会契約解約・預託金 返還請求事件）
[99] 判時 1642 号 131 頁・判タ 1013 号 125 頁	宇美川（2 级河川）長安ロダム（物 理理由とする入会契約解約・預託金 返還請求事件）
[100] 判時 1642 号 131 頁・判タ 1013 号 125 頁	宇美川（2 级河川）長安ロダム（物 理理由とする入会契約解約・預託金 返還請求事件）
[101] 判時 1642 号 131 頁・判タ 1013 号 125 頁	宇美川（2 级河川）長安ロダム（物 理理由とする入会契約解約・預託金 返還請求事件）

## 資料31

[129] 名古屋地裁判所平成 14・3・27 判例 地方自治 255 号 113 頁	山崎川（2 级河川・名古屋）新川 下水道の株式会社用事業者による 施設の設置の取消請求事件（却却）
[130] 名古屋地裁判所平成 14・4・26 判例地 方自治 244 号 80 頁	新川（庄内川水系の 1 级河川） 河口付近の河川底質の汚染問題
[131] 那覇地裁判所平成 14・5・14 判決 方自治 228 号 78 頁	那覇市内河川水系の 2 级河川（沖 縄港）の底質の汚染問題
[132] 山口地下闘争 1806 号 62 頁	本田川（那覇市内河川水系の 1 级河 川）の底質汚染問題
[133] 名古屋地裁判所平成 14・5・20 判例地 方自治 260 号 106 頁	長良川（1 级河川）底質汚染問題 （底質汚染の原因と対策）
[134] 名古屋地裁判所平成 14・9・5 判例地 方自治 253 号 107 頁	又日川（2 级河川・尾鷲市）の河 川底質の汚染問題
[135] 千葉地裁判所平成 14・11・15 判決 方自治 185 頁	木下川（千葉県夷隅郡）底質汚染 問題の原因と対策
[136] 大津地裁判所平成 14・12・2 判タ 113 号	琵琶湖（淀川水系の 1 级河川）河 川底質汚染問題
[137] いたま土地裁判所平成 14・12・11 判決 例地方自治 265 号 13 頁	琵琶湖（淀川水系の 1 级河川）合 併河川（琵琶湖）合併ダム建設 の影響による底質汚染問題
[138] 東京高裁判所平成 15・1・29 判例地 方自治 56 頁	甲斐川（1 级河川）河川底質汚染 問題
[139] 第 247 号	長野川（信濃川水系の 1 级河川） 河川底質汚染問題
[140] 鹿児島地裁判所平成 15・3・28 判決 方自治 100 号	甲斐川（1 级河川）河川底質汚染 問題
[141] 号 232 頁・判タ 1134 号 109 頁 詮述 49 卷 12 号 3083 頁	木原川（淀川水系の 1 级河川）河 川底質汚染問題
[142] 大阪高裁判所平成 15・5・22 判タ 1151 号 303 頁	鷹狩川（淀川水系の 1 级河川）河 川底質汚染問題
[143] 13 年（行コ）第 29 号	日光川（2 级河川）庄内川（1 級河川）河口の汚染問題
[144] 大阪地裁判所平成 15・7・18 平成 8 年（行コ）第 7831 号	名古屋高裁判所平成 14・3・19 年（行コ）第 3 号

[89] 鹿児島地裁判所平成 9・8・18 判例地 方自治 172 号 16 頁	田窪川（鹿児島市を流れる 2 级河 川）西田橋休耕地の上耕を告む事件 民事の原告・被告請求事件
[90] 鳥取地裁判所平成 9・10・21 判決 号 152 頁	鳥取市内河川水系の 1 级河川・門 谷堀川（湖山市を含む）湖山市門 谷堀川改修工事の上耕を告む事件 民事の原告・被告請求事件（却却）
[91] 最（3 小）判平成 9・10・28 判決 44 卷 9 号 1578 頁	仙台高田支那平成 9・12・17 判時 1642 号 89 頁・判タ 971 号 東京地裁判所平成 9・10・24 判タ 1004 号 166 頁
[92] 判時 1642 号 89 頁・判タ 971 号 131 頁	東京地裁判所平成 10・2・16 判タ 1008 号 107 頁
[93] 判時 1642 号 89 頁・判タ 971 号 131 頁	佐賀地裁判所平成 10・3・20 判決 71 卷 6 号 38 頁
[94] 広島地裁判所平成 10・2・16 判タ 1008 号 131 頁・判タ 1013 号 125 頁	宇美川（2 级河川）長安ロダム（物 理理由とする入会契約解約・預託金 返還請求事件）
[95] 判時 1642 号 131 頁・判タ 1013 号 125 頁	福岡地裁判所平成 10・3・26 判決 75 卷 4 号 128 頁
[96] 判時 1642 号 131 頁・判タ 1013 号 125 頁	長崎地裁判所平成 10・1・12・17 判決 1667 号 3 頁・判タ 1015 号 256 号 107 頁
[97] 最（2 小）判平成 10・3・27 判決 181 号 95 頁	宇美川（2 级河川）長安ロダム（物 理理由とする入会契約解約・預託金 返還請求事件）
[98] 判時 1642 号 131 頁・判タ 1013 号 125 頁	宇美川（2 级河川）長安ロダム（物 理理由とする入会契約解約・預託金 返還請求事件）
[99] 判時 1642 号 131 頁・判タ 1013 号 125 頁	宇美川（2 级河川）長安ロダム（物 理理由とする入会契約解約・預託金 返還請求事件）
[100] 判時 1642 号 131 頁・判タ 1013 号 125 頁	宇美川（2 级河川）長安ロダム（物 理理由とする入会契約解約・預託金 返還請求事件）
[101] 判時 1642 号 131 頁・判タ 1013 号 125 頁	宇美川（2 级河川）長安ロダム（物 理理由とする入会契約解約・預託金 返還請求事件）
[102] 判時 1642 号 131 頁・判タ 1013 号 125 頁	宇美川（2 级河川）長安ロダム（物 理理由とする入会契約解約・預託金 返還請求事件）
[103] 判時 1642 号 131 頁・判タ 1013 号 125 頁	宇美川（2 级河川）長安ロダム（物 理理由とする入会契約解約・預託金 返還請求事件）
[104] 判時 1642 号 131 頁・判タ 1013 号 125 頁	宇美川（2 级河川）長安ロダム（物 理理由とする入会契約解約・預託金 返還請求事件）
[105] 判時 1642 号 131 頁・判タ 1013 号 125 頁	宇美川（2 级河川）長安ロダム（物 理理由とする入会契約解約・預託金 返還請求事件）
[106] 判時 1642 号 131 頁・判タ 1013 号 125 頁	宇美川（2 级河川）長安ロダム（物 理理由とする入会契約解約・預託金 返還請求事件）
[107] 判時 1642 号 131 頁・判タ 1013 号 125 頁	宇美川（2 级河川）長安ロダム（物 理理由とする入会契約解約・預託金 返還請求事件）
[108] 判時 1642 号 131 頁・判タ 1013 号 125 頁	宇美川（2 级河川）長安ロダム（物 理理由とする入会契約解約・預託金 返還請求事件）
[109] 判時 1642 号 131 頁・判タ 1013 号 125 頁	宇美川（2 级河川）長安ロダム（物 理理由とする入会契約解約・預託金 返還請求事件）
[110] 判時 1642 号 131 頁・判タ 1013 号 125 頁	宇美川（2 级河川）長安ロダム（物 理理由とする入会契約解約・預託金 返還請求事件）
[111] 判時 1642 号 131 頁・判タ 1013 号 125 頁	宇美川（2 级河川）長安ロダム（物 理理由とする入会契約解約・預託金 返還請求事件）
[112] 判時 1642 号 131 頁・判タ 1013 号 125 頁	宇美川（2 级河川）長安ロダム（物 理理由とする入会契約解約・預託金 返還請求事件）
[113] 判時 1642 号 131 頁・判タ 1013 号 125 頁	宇美川（2 级河川）長安ロダム（物 理理由とする入会契約解約・預託金 返還請求事件）
[114] 判時 1642 号 131 頁・判タ 1013 号 125 頁	宇美川（2 级河川）長安ロダム（物 理理由とする入会契約解約・預託金 返還請求事件）
[115] 判時 1642 号 131 頁・判タ 1013 号 125 頁	宇美川（2 级河川）長安ロダム（物 理理由とする入会契約解約・預託金 返還請求事件）
[116] 判時 1642 号 131 頁・判タ 1013 号 125 頁	宇美川（2 级河川）長安ロダム（物 理理由とする入会契約解約・預託金 返還請求事件）

		川) 平成 6 年 9 月集中豪雨による水害訴訟 (審判)
【145】	神戸地判平成 15・8・29 平成 10 年 (ワ) 第 2768 号	新潟川(神戸市)にかかる 2 線河川(彦根川)による水害訴訟 (審判)
【146】	広島高崎山支判平成 16・5・15 号 51巻 5号 180 頁	吉井川(岡山県の 1 線河川)吉井川による改土工事の水利と一般好文・行政關係判例解説平成権主張による改土工事の水利と一般好文・行政關係判例解説平成権主張による妨害・防護請求(原判)判決取消し・請求棄却)
【147】	東京地判平成 16・2・4 判時 1872 号 55 号	大正正義民法(巴川水系の 2 線河川)吉井川(岡山県の 1 線河川)吉井川東部を流れる 1 岡田地にに関する市の登記解消の号) 1866 頁
【148】	岡山地判平成 16・3・24 判時 103 号 方自治 264 号	吉井川(岡山県の 1 線河川)吉井ダムへの対する損害賠償請求(原判)金支出しに対する損害賠償請求(控訴棄却)
【149】	鳥取地判平成 16・3・30 平成 14 年 (ワ) 第 182 号	柿谷石業者の岩戸前落事故の損害賠償請求(河川管理者の損害賠償請求東(一部棄却))
【150】	神戸地判平成 16・5・11 平成 12 号 2908 号	新潟川(2 線河川・神戸市)奥型堤防(2 線河川・鳥取市)に対する因
【151】	東京地判平成 16・5・26 判時 1884 号 63 頁 則々 1195 号	柿谷(1 線河川)玉川ダムを水源とする工場用水を水源とする工場用水を水源とする工場用水を停止した大王製紙の致害行為に対する賠償請求(一部棄却)
【152】	(行ウ) 第 9 号・平成 12 年 (行ウ) 第 7 号	豊後川(12 線河川・隼市)流域の公金支出差止請求(一部棄却)
【153】	生駒地法平成 16・8・26 判時 1878 号 34 頁	生駒川(2 線河川・熊本南部)流域内にかかる工事差止命令の実行(一部棄却)
		申立(一部棄却) 29 頁
		長谷川治二・ジユリ 1296 号 111 頁、岡田金利解氏(平成 16 年度)】
		【28 事件】 553 頁、江原勲=北原昌文・鶴野地方官自白 561 号 4 頁、田上富信・判評 557 号 (判時 1891 号) 135 頁、吉村英一・斎藤寅三・西村振子・ひら 68 卷 7 号 62 頁、福士明『平成 16 年度判例』 61 頁、リマーケス 32 号 40 頁、岩曾勝成・判例地方自治 281 号 92 頁、平塚泰介平成 17 年度民主連携研究会 80 頁、西田介・大阪政治大法学会論集 63 号 125 頁、神戸市衆・鶴鳴大学法政論 39 卷 1 号 211 頁、木嶋里枝・法セ 602 号 60 頁、岡田昭人・法則 78 卷 11 号 58 頁、論議種「行政判例百選 II」(第 5 版) 462 頁、同『(第 6 版)』 476 頁同『(第 7 版)』 462 頁、編纂「保險法判例百選(第 3 版)』 182 頁、西勢洋・論究ジャリ 3 号 136 頁

10

		川) 平成 6年・9月集中豪雨による水害訴訟(棄却)
[145] 年	神戸地判平成 15・8・29 平成 10 年 (ワ) 第 2768 号	新海川(神戸市)市街を流れる 2 級河川。天井川(平成 10 年 9 月集中豪雨による水害訴訟(棄却))
[146] 月	兵庫高崎山支判平成 16・2・3 裁判所	一谷好文・行政関係判例解説平成 16 年 202 頁
[147] 卷	吉井川(岡山県の 1 級河川)吉田 原告による改修工事による河床干拓工事に伴う防害工事訴訟(廃止) 訴訟敗訴し、請求棄却)	16 年 202 頁
[148] 5 号	大元寺茨川(巴川水系の 2 級河川) 原用地に限する市の登記解消の男) 186 頁	公田泰俊・判評 527 号(昭和 1891 年)
[149] 号	岡山地判平成 16・3・24 判例地 吉井川(岡山県東部を流れる 1 級河川)吉田ダムへの岡山県の出 金・賃料金(棄却)	公田泰俊・判評 527 号(昭和 1891 年)
[150] 年	鳥取地判平成 16・3・30 平成 14 年 (ワ) 第 182 号	千代川(1 級河川・鳥取県管理) 千代川の残魔芋栽培者等の撤 去費用に因する河川管理者の損 害賠償請求(一部棄却)
[151] 150 年	神戸地判平成 16・5・11 平成 12 年 (ワ) 第 2908 号	新湊川(2 級河川・神戸市・兵庫 県的な天井川)地被者に対する因 障 2 条請求(棄却)
[152] 151 年	東京地判平成 16・5・26 判明 号 63 頁・判タ 1165 号 164 頁	種物川(1 級河川)玉川ダムを水 源とする工業用水を利用する工 場排出を中止した大臣製紙の執 行命令に対する富士重工業請求 (一部認容・一部棄却)
[153] 152 年	神戸地判平成 16・7・15 平成 12 年 (行ウ) 第 9 号・平成 12 年 (行 ウ) 第 7 号	志染茂川(2 級河川・津市)流域 の下木道事業浄化センター建設 の公金交付差止請求訴訟(一部 棄却・一部却下)
[154] 153 号	生駒地決平成 16・8・26 判明 集 58 号 7 号 1802 頁	後藤富和・法と民主主義 461 号 長谷川浩二・ジユリ 1286 号 111 西、岡山豪利算民(平成 16 年度) 「28 事件」553 頁、江原勲=北 原昌文・判例地方自治 286 号 4 時 1891 号) 195 页、宇村良一・ 氏尚 132 号 3 号、390 頁、西村擴 子・ひろば 58 号 7 号 62 页、福 士明『平成 16 年度重刊』61 頁、 大坂洋・判タ 1194 号 91 页、 リマークス 32 号 281 号 92 页、 成・判例地方自治 17 年度主裁判解 80 页、西田幸介・大阪経済大学 学論集 63 号 125 页、神戸多彦、 齊鶴大学法政論 38 卷 1 号 211 頁、青木鶴甲校・法セ 6102 号 60 页、 關田昭人・法學 78 卷 11 号 58 页、 關村健『行政判例百選 II』(第 5 版) 432 页、同『第 7 版』462 页、船 繩『阪堺地方法曹(第 3 版)』1476 頁、同『阪堺地方法曹(第 4 版)』182 頁、西鶴洋・論究シェリ 3 号 136 页

104

【183】	船川地区平成 19・12・26 暫時水堀川(北岸道防木町)の流動調査 佐々木泉景題=宮田豊宏・鴨朝地方法員・判例地方官治 306 号 91 頁	石川(大和川水系の 1 級河川)河川区監視保全区域内の行政樹木(玉手木場・堀原市)目的外使用不許可処分取扱請求(訴訟)	大久保亮子・辻 63号 119 頁、福島道大集論 60 第 1 号 1 頁、北村喜一、速傳判例解説 3 号 317 頁、太田照夫・森大法学生 43 卷 3-4 号 71 頁
【184】	大阪地判平成 20・2・7 判例地方裁判所 312 号 10 頁	名古屋地判平成 20・2・29 判時 2045 期の間(広島県)埋立免許仮の差止め申立(脚下)	名古屋地判平成 20・3・14 判時 住内川(1 級河川)・新川(庄内川系の 1 級河川)・平成 12 年東瀬養殖による水害清掃(垂れ剤)
【185】	広島地判平成 20・2・8 平成 4 年(ワ)第 255 号	最(2 小)決平成 20・5・30 平成 19 年(受)第 1426 号・平成 19 年(受)第 1659 号	名古屋地判平成 20・3・14 判時 住内川(1 級河川)・新川(庄内川系の 1 級河川)・平成 12 年東瀬養殖による水害清掃(垂れ剤)
【186】	広島地決平成 20・2・29 判時 2045 期の間(広島県)埋立免許仮の差止め申立(脚下)	最(2 小)決平成 20・5・30 平成 19 年(受)第 1426 号・平成 19 年(受)第 1659 号	最(2 小)決平成 20・5・30 平成 19 年(受)第 1426 号・平成 19 年(受)第 1659 号
【187】	名古屋地判平成 20・6・24 判時 12 年東瀬養殖による水害清掃(垂れ剤)	名古屋地判平成 20・6・24 判時 12 年東瀬養殖による水害清掃(垂れ剤)	名古屋地判平成 20・6・24 判時 12 年東瀬養殖による水害清掃(垂れ剤)
【188】	新潟地判平成 20・11・14 判例地方自治 317 号 49 頁	黒部川(1 級河川)出しし平ダムの排水構造の実施に伴する漁業者の排泄禁止請求(一部棄却)	新潟地判平成 20・11・14 判例地方自治 317 号 49 頁
【189】	横浜地小田原支判平成 21・1・9 判時 2035 号 113 頁	黒部川(1 級河川)出しし平ダムの排水構造の実施に伴する漁業者の排泄禁止請求(一部棄却)	横浜地小田原支判平成 21・1・9 判時 2035 号 113 頁
【190】	東京高判平成 21・7・8 平成 21 年(行コ)第 84 号	黒部川(1 級河川)出しし平ダムの排水構造の実施に伴する漁業者の排泄禁止請求(一部棄却)	東京高判平成 21・7・8 平成 21 年(行コ)第 84 号
【191】	前橋地判平成 21・7・17 判時 2072 稲川(1 級河川)への女兒の養育請求(一部棄却)	黒部川(1 級河川)出しし平ダムの排水構造の実施に伴する漁業者の排泄禁止請求(一部棄却)	前橋地判平成 21・7・17 判時 2072 稲川(1 級河川)への女兒の養育請求(一部棄却)
【192】	大阪地判平成 21・9・10 判時 1371 蔡 1 号 116 頁	西隆川(大和川水系の 1 級河川)・取消請求(原処決取消し・差戻し)	大阪地判平成 21・9・10 判時 1371 蔡 1 号 116 頁
【193】	大阪地判平成 21・9・10 判例地方裁判者法ニユース 32 号 277 頁	西隆川(大和川水系の 1 級河川)・建設の開発許可不要認定(一部却下)	大阪地判平成 21・9・10 判時 1371 蔡 1 号 116 頁
【194】	東京高判平成 21・9・10 判時 1371 蔡 1 号 111 頁	サンベル・カナソル川(インドネシア、スマトラ島)日本政府の田舎本館構築に対する住民からの抗争(一部棄却)	東京高判平成 21・9・10 判時 1371 蔡 1 号 111 頁
【195】	大阪地判平成 21・9・17 平成 20・1・1 頃(ス)第 132 号	サンベル・カナソル川(インドネシア、スマトラ島)日本政府の田舎本館構築に対する住民からの抗争(一部棄却)	大阪地判平成 21・9・17 平成 20・1・1 頃(ス)第 132 号

10

【1168】	大阪高判平成 17・11・24 判例判決 方自治 279 号 74 頁	桜替湖へのオクタバス敷設 工事の制定・施行の取扱い 法（控訴一部棄却） 35 頁	堺坂剛子・堺側地方自治 287 号
【1169】	大阪高判平成 17・12・8 平成 14 年（行コ）第 106 号	豊知川（淀川水系の 1 級河川）滋 賀県東部）木橋等第 2 ダム建設を 企む新潟知川一地区委員事業計画 決定等取扱請求（原棄却一部棄 却）	黒坂則子・堺側地方自治 287 号
【1170】	福岡地判平成 17・12・19 判決 1241 号 66 頁	諫早湾干拓地削除堤防開門調査 命令請求（行政事件訴訟請求） (一部棄却一部却下)	
【1171】	名古屋地判平成 18・1・26 平成 17 年（行ワ）第 35 号	南源川（木曾川水系の 1 級河川） 平成 16・10 月台風、33 号による 浸水被害につき一宮市が前にんだ 原因調査の委託契約の違法を問 由とする損害賠償請求（棄却）	福澤一将・堺側地方自治 287 号
【1172】	高松高判平成 18・1・30 汽時 1937 号 74 頁	福井川（燃島貢原西側を越れる 2 本道用排水路を理由とし、福澤一 将による損害賠償請求（棄却）	57 頁
【1173】	名古屋地判平成 18・1・31 判タ 1276 号 70 頁	諫早川（諫早 12 年東海豪雨によ る名古屋市天白区野並地区の水 害訴訟（棄却）	
【1174】	大津地判平成 18・6・12 判例判 方自治 284 号 33 頁	不明（琵琶湖か？）河川区域の不 法占用地に対する滋賀県知事の原 状回復の義務づけ訴訟（却下）	
【1175】	名古屋高判平成 18・7・6 平成 16 年（行コ）第 4 号	揖斐川（木曾川水系の 1 級河川） 施分の敗瀬瀬水（既存業者）・水資源 開発公団との事業認定取消請求 （控訴棄却）	
【1176】	国税不服審判所決算平成 18・7・ 11 決算法事例集 72 号 554 頁	（河川名不明）河川盤の占用権 にに対する不服申立（却正）	
【1177】	名古屋高判平成 18・8・31 平成 16 年（行コ）第 3 号	揖斐川（木曾川水系の 1 級河川） 岐阜山ダム（木曾川源流への貯 水の建設事業負担金・支出差止請 求（控訴一部棄却）	
【1178】	東京高判平成 18・9・27 東高簡 時報 57 卷 1~12 号 10 頁・判時 1961 号 45 頁・明タ 1239 号 197 頁	笠置川（光川水系の朝霧川支流の 和泉田保一・山形大学法政論譲 利泉田保一・三好規定・自治研 究会）号 99 頁、三好規定・自治研 究会 85 卷 3 号 124 頁	
【1179】	福岡高審裁判平成 18・11・29 平成 18 年（ネ）第 31 号	肝属川（兜島無煙帯を流域に 廻分構造工事差止請求（原判決 更・一部棄却）	
【1180】	岐阜地判平成 18・11・29 平成 17 年（行リ）第 17 号	中津川（大曾川水系の 1 級河川） の被災県境防護堤内工事許 可処分販請求（却下）	
【1181】	福岡地判平成 18・12・19 判決 1241 号 66 頁	諫早湾干拓地削除堤防開門調査 命令請求（（新棄却一部却下）	
【1182】	東京高判平成 19・11・29 平成 17 年（ネ）第 3940 号	田野川（那珂川水系の 1 級河川） 本源付近に定めた公正な業者物資 定期最終分場（木曾川町）貿、宇佐見大司 146 頁、穂部雅 （第 2 版）146 頁、穂部雅 の建設差止請求（控訴棄却）	神戸秀彦「渡辺洋三先生追悼論 日本社会と法医学—歴史—」日本評議社 205 頁、宇佐見大司 146 頁、穂部雅 （第 2 版）146 頁、穂部雅 の建設差止請求（控訴棄却）

37

[206]	横浜地判平成23・3・31 号 70頁	北川(三浦市初声町三戸地区を流れる小川。雪浦川?)北川流域の免生(生)と他分権健設事業委託契約(自然の衝突訴訟一部解消)の天端部を争労していたオフロードハイクの転倒負傷事故(一部解消)	橋本智則「平成23年重判記」303頁、久末秀生・新刊判例解説「篠塚法解説百選(第3版)」152頁
[207]	大阪地判平成23・7・25 通判民集44巻3号 624頁、自保ジャー ナル1658号、175頁	北川(1級河川・福井県)の天端部を争労していたオフロードハイクの転倒負傷事故(一部解消)	
[208]	大阪高判平成23・7・13 平成22年(※)第1504号 号 61頁	北川(1級河川)大滝ダムの決壊による地すべりに対する撤去復旧請求(原判決一部変更・一部退却)	
[209]	東京地判平成23・8・2 判時2.349 地方自治366号 26頁	利根川水系河川整備基本方針の流域計画・流出モーデルの不開示決定取消請求(退却)	
[210]	名古屋高判平成23・11・30 判例列記366号 26頁	利根川(2級河川・三重県北牟婁郡紀北町)の河床削除工事により損害を受けたトヨタフジ養魚場の損害賠償請求(終審棄却)	
[211]	京都地判平成24・1・17 平成23年(ワ)第32号	琵琶湖底水の地下トンネル3本が発達地の地下を通る三井寺(琵琶湖下線)の東京都に対する損害賠償請求(一部退却・一部棄却)	
[212]	東京地判平成24・3・9 平成23年(ワ)第20658号	女鳥羽川(后瀬川水系の1級河川・神奈川県横浜市)河川敷の石炭火候坑の無償の占有許可に対する無効確認等請求(棄却)	
[213]	熊本地判平成24・4・13 平成21年(行ワ)第6号	白川(1級河川・熊本市)改修工事の土地補償に付する損害賠償等請求(棄却)	
[214]	最高(2・6)平成24・4・23 66巻6号 2789頁	鬼怒川(1級河川)前河保全区城内にさかづく市内の浮木用舟橋に関する公金融資支給権代位訴訟(地方自治法242条2第1項)の執行停止請求(板崎益辰氏)	
[215]	東京高判平成24・4・26 平成月5号 1349頁	鬼怒川(1級河川)前河保全区城内のさかづく市内の浮木用舟橋に関する公金融資支給権代位訴訟(執行停止請求)	
[216]	東京地判平成24・4・27 平成22年(ワ)第22722号	南アルプス(聖岳用川・佐倉市)隣接の聖岳用川(佐倉市)の河川敷の立科料金及還資請求(證答)	
[217]	大阪高判平成24・6・14 平成23年(行コ)第95号	荒田川(大和川水系の1級河川・奈良県)隣接の平群町有地保全格の4号請求(證答)	

	大垣市営岸地区水害の国際 2 号 請求 (桜井東判)	本明川 (1 節河川)・有明川 (2 節河川) 長崎地判平成 25・11・12 平成 23 級河川が流水する同管護課平土地 用木を確保する同管護課平土地 改良具付干拓地防護排水 門開放送込事件 (一部認 定・一部却下)
[230] 第 5 号・平成 24 年 (ヨ) 第 27 号	仙台地判平成 25・12・26 平成 25 年 (行ワ) 第 8 号	広瀬川 (名佐川水系の 1 級河川) の漁業を保護する条例の監視保 及川敷設・新制例解説 Watch15 金区域内のマッシュョン建設許可 の取扱請求 (却下)
[231] 第 5 号・平成 24 年 (ヨ) 第 779 号	神戸地級支判平成 26・1・27 平成 24 年 (ワ) 第 779 号	加古川 (1 節河川)・兵庫県丹波 東播磨地盤に対する漁業 葉植養管に対する国際 1 条請求 (審却)
[232] 東京地判平成 26・3・20 判例地 方自治 392 号 98 頁	東京地判平成 26・3・20 判例地 方自治 392 号 98 頁	水路 (水道外公其物) 八王子市公 共管轄条例に基づく占用許可 申請の不許可处分に対する異議 申立て下処分の販賣請求 (棄却)
[233] 東京地判平成 26・3・24 判例地 方自治 392 号 103 頁	東京地判平成 26・3・24 判例地 方自治 392 号 103 頁	新左近川 (江戸川区公共施設) マ リーナ条例による施設使用用 料請求 (棄却)
[234] 第 5 号・平成 26・3・26 平成 22 年 (行ワ) 第 45 号	今井川 (2 節河川) 姪子川の支川・ 神奈川県保土ヶ谷区) JR 東日本 が受注した河川改修工事への補 助金交付に対する住民訴訟 (4 号 訴訟) (一部認容・一部棄却 (一 部却下))	
[235] 第 5 号・平成 26・3・31 判時 2232 号 10 頁	本厚木 (船木県南端を流れる 2 級河川) 水没箇所被害者互助会訴訟 (一部認容・一部棄却)	
[236] 第 5 号・平成 26・4・17 平成 16 年 (ワ) 第 1655 号	大栗川 (栗川水系の 1 級河川) 東京立川支判平成 26・4・17 平成 24 年 (ワ) 第 1063 号・平成 24 年 (ワ) 第 1655 号	につき多摩市が建設会社で発注 した向ノ原堤防構築工事で占用 可否区間外の堤防工事に止命令が 出され工事実行不能となつた相 害訴訟請求 (一部認容・一部棄却)
[237] 第 5 号・平成 26・4・17 平成 16 年 (ワ) 第 268 号	米山川 (2 節河川) 沖縄の支川 の河川改修工事による地盤沈下 被害を主張するショビングダ ウンの損害賠償請求 (棄却)	
[238] 第 5 号・平成 26・5・9 平成 25 (行セ) 第 362 号	豊川 (1 節河川) 改善ダムの建設 不要を主張する 1 号請求 (上告棄 却・不受理)	
[239] 第 5 号・平成 26・5・14 平成 25 (行セ) 第 345 号・平成 26 号	吾妻川 (利根川水系の 1 級河川) ハクダムの建設不必要を理由と する群馬県の負担金支出に対する 1 号・3 号請求 (一部却下・一 部棄却)	
[240] 第 5 号・平成 26・5・14 平成 25 (行セ) 第 362 号	吾妻川 (利根川水系の 1 級河川) 西除川 (大和川水系の 1 級河川) に棄てた大和川水系西除川プロ ジェクト河川整備計画との抵触を理由と してする群馬県の高速道路建設發 工事への公金支出差止請求 (一部 棄却)	
[241] 大阪地判平成 26・8・20 判例地 方自治 388 号 63 頁	大阪地判平成 26・8・20 判例地 方自治 388 号 63 頁	

【198】	広島地判平成21・10・1午時20時 原告・判例地方自治 署の訴前公有水面埋立免許差立て訴訟 (一部認容) 3頁	山林信二・松山人選書 卷2号・中央学院大学学部論集 第20回・記念論文集」99頁、日井 雅子・中井豊著「富士山下院一・判評618 号」(明治20078年) 164頁、福永 木品紀・連報判解説6号・53頁、清 風・木田照彦・松大法学43・3・4 号39頁、北村豊著「事業と幹 事会」86頁、富井邦宏・開発 院法学会20巻2号・47頁、北河 隆司・中嶋地方自治研究会349号・91頁、 馬村聰「平成22年度重判64号」 佐松生史・判例セレクト2010-2 (法松生365号) 7頁、同「環境法 判例百選(第2版)」178頁、同 (第3版) 138頁、横山信二・ 吉島法學36卷4号・172頁、山根 裕子=高橋大祐・時の法令1937 号・33頁、1941号・24頁、1943 号・45頁、谷谷聯・行政關係判例 解説平成21年・37頁	
【199】	京都地判平成21・10・8自保ジ ヤーナル1828号176頁	不田(木津川の支川)の他田河内が、 苦酒(河内川・木津川市)除草作業の 請負会社の従業員の河内埋木に による死亡事故(一部認容)	
【200】	大阪高判平成22・2・24平成21 年(行コ)第138号	木津川左岸端2期事業を淀川スー バー防護所と一体的に事業を進め ることを合意した文書の不開示 行為(原告目次川の支流・ 落合川(荒川木素系河内留米市)近 1級河川・京阪神東久留米市)訴 立被告止請求一部却下一部 棄却	
【201】	東京地判平成22・4・20平成21 年(ワ)審10747号	不明(選子市)の2級河川・神奈川 県認請求(無効)	
【202】	横浜地判平成22・4・28平成21 年(行サ)第68号	不明(船橋市)の前川水利用権利 確認請求(無効)	
【203】	福岡高判平成22・12・6午時2102諫早湾干拓地顧及堤防撤去請求 母55頁・判タ1342号80頁	大久保良子・法セ679号117頁、 前田陽一・法教370号38頁、大 塚宣一・法時83卷7号160頁、同 判評632号(判時2120号)148 頁、前田寛孝・遺稿解説9 頁、義461号29頁、赤堀芳宏『環境 法判例百選(第2版)』192頁、 同「(第3版)」156頁、松本正申・ 自治研究91卷3号133頁、中 澤・論究ジャリ13号・150頁	
【204】	仙台地判平成23・1・31平成21 年(行ワ)第17号	官版黙認請求した仙台新川国道 警管所の敷地取扱費用の不当判 決返還請求(棄却)	
【205】	横浜地判平成23・3・9判例地方 官治365号・72頁	河内川(河内水系の2級河川)・ オーテキヤンツ爆付近くの河川工 事に対する現状回査請求(一部棄 却・一部却下)	

[255] 最 (3 小) 決平成 27・9・8 平成 26 ハツ場ダム建設事業 (関東地盤)・西川開発事業 (水管施設機構・湯原町水系) (行ツ) 第 231 号・平成 26 ハツ場ダム建設事業 (関東地盤)・西川開発事業 (水管施設機構・湯原町水系) (行ヒ) 第 235 号	〔上告棄却・不受理〕
[256] 最 (2 小) 決平成 27・9・9 平成 26 ハツ場ダム建設事業への極玉県 (行ツ) 第 138 号・平成 27 の公金支出差止請求 (上告棄却・不受理)	
[257] 最 (1 小) 決平成 27・9・10 平成 25 ハツ場ダム建設事業への東京都 (行ツ) 第 389 号・平成 25 の公金支出差止請求 (死亡による訴訟終了)	
[258] 最 (1 小) 決平成 27・9・10 平成 26 の公金支出差止請求 (上告棄却・不受理) (行ツ) 第 335 号・平成 26 (行ヒ) 第 382 号	
[259] 東京地判平成 27・9・16 平成 26 (行ツ) 第 231 号	〔上告棄却・不受理〕
[260] 横浜地判平成 27・9・16 判例地方自治法第 410 号・67 頁	〔上告棄却・不受理〕
[261] 東京地判平成 27・9・18 平成 27・11・18 平成 27 (行ツ) 第 142 号	〔上告棄却・不受理〕
[262] 成 27 年 (行ツ) 第 12 号・平成 27 年 (行ヒ) 第 13 号	〔上告棄却・不受理〕
[263] 松江地判平成 27・12・14 平成 24 年 (行ツ) 第 52 号	〔上告棄却・不受理〕
[264] 松江地判平成 28・1・18 平成 26 (行ツ) 第 4 号	〔上告棄却・不受理〕
[265] 最 (3 小) 決平成 28・4・26 平成 27 (行ツ) 第 472 号・平成 27 (受) 第 586 号	〔上告棄却・不受理〕
[266] 松山地判平成 28・5・30 平成 26 (行ツ) 第 81 号	〔上告棄却・不受理〕
[267] 最 (3 小) 決平成 28・5・31 平成 27 (行ツ) 第 461 号・平成 27 (行ヒ) 第 568 号	〔上告棄却・不受理〕
[268] 最 (3 小) 決平成 28・7・5 平成 27 (行ツ) 第 407 号・平成 27 (行ヒ) 第 442 号	〔上告棄却・不受理〕
[269] 東京地判平成 28・9・7 平成 25 (行ツ) 第 21331 号・平成 28 年 (行) 第 17634 号	〔上告棄却・不受理〕

【242】	大阪高判平成26・9・24平成26年(行)第76号	淀川左岸緑2期事業(有)道路事業者と川スープアーバン防護(街路事業会議事録の合併施行方式の技術検討委員会議事録の公開処分申請請求(控訴棄却))
【243】	高松地判平成26・10・6平成26年(行)第76号	別当木門開発用機械等取扱業者(内海講求(一部撤却・一部留め下))
【244】	最(2小)決平成27・1・22判時 2232号33頁・判タ1410号55頁	本明川(1) 梶河川)・有明川(2)綾川(2)が流入する諏訪池地帯を干拓地造成排水渠田園版の行政に対する大分県(市)に於ける水路構造の水利権認証請求(一部容認・一部棄却)
【245】	大分地判平成27・1・14平成26年(行)第106号	本明川(1) 梶河川)・有明川(2)綾川(2)が流入する諏訪池地帯を干拓地造成排水渠田園版の行政に対する大分県(市)に於ける水路構造の水利権認証請求(一部容認・一部棄却)
【246】	さいたま市相模原市(2)第1318号・平成26年(行)第1582号	芳川第一調整池(さいたま市桜新町・久喜市)・鶴川彦洲公園複合施設修繕工事につき同市管理事の許可がなく未施工に於けるわらす工事代金の支払命令書を作成・行使したさい主担当員(懲役2年・執行猶予4年)
【247】	和歌山地判平成27・2・26平成26年(行)第2号	日高川(和歌山県中部を流れる2級河川) 椿山ダム(多目的ダム)から出る洪水時の徳都湯温泉にによる右岸排水渠被害(一部築却・一部削下)
【248】	東京地判平成27・4・23民事1478号(信濃川電気所の販水許可取消しに係る原告主代表訴訟(棄却))	木本健一・吉原朋成・伊藤広樹・青木不晉治・大澤史・坂本雅史・旬刊都市事務2079号77頁、エードルド・メスキタ・シリマーグス53号86頁
【249】	東京地判平成27・6・15判タ1422号183頁	新左近川(江戸川区公共溝渠)マリーナ条例廃止後の管渠限界を埋め付ける訴訟(棄却)
【250】	高松地判平成27・6・22平成22年(行)第7号・平成22年(行)第9号	内海川支川(2)綾川(1)香川県の公金支給差止請求(棄却)
【251】	水戸地判平成27・7・17平成21年(行)第153号	薩摩川(宮城県・鹿児島県)・利根川の支流・湘南水系の那珂海水質汚濁問題新設工事に対する漁業者の差止請求(棄却)
【252】	広島高判平成27・8・6平成24年(ネ)第443号	長瀬川(山口県の支川)上流の安佐南区産業廃棄物立処分場営業差止請求(原判を取消し・棄却)
【253】	福岡高判平成27・9・7平成23年(ネ)第771号	国営芦北干拓地改修事業の敷地内河川(1)水門の開閉請求(原判決一部取消し)
【254】	最(3小)判平成27・9・8平成26年(行)第107号・平成26年(行)第111号	ハッソ・パッソス(千葉県)ハッソ・パッソス(千葉県)の公金支出差止請求(上告棄却・不受理)

【242】	大阪地判平成26・9・24平成26年(行コ)第76号	別当川(2級河川、香川県)内海 講求(一部業利・一部被却下)
【243】	高松地判平成26・10・6平成26年(行コ)第9号・平成22年(行コ)第13号	別当川(2級河川、香川県)内海 講求(一部業利・一部被却下)
【244】	大分地判平成27・1・14平成25年(ワ)第106号	大分川に流下する大分水系(私水) を所有する大分県布市との行政 権限譲渡(権利能力をき)に付 する大分県水路運輸組合の水利権 限譲渡(一部業利・一部被却下)
【245】	最(2小)決平成27・1・22判時 2232号 33頁・判タ 1410号 55頁	本明川(1級河川)・有明川(2 級河川)が流入する諫壁池で養 殖水を貯蓄する諫早湾干拓地潮 汐防護排水門開閉の間接強制決 定に対する執行抗告事件(上告棄却)
【246】	さいたま地判平成27・2・26平成26年(わ)第1582号	本村健=吉原明成=伊藤正樹=井 澤木晋治=坂口尚史=堀田77頁 荒川第一調整池(さいたま市荒 川区・戸田市)荒川彌湖公園合流 渠工事につき河川管理者の 訴訟がなく未遂工にもかかわら ず工事代金の支払命令書を作 成・執行したさいたま市職員(懲 戒)2年・執行猶予4年)
【247】	和歌山地判平成27・3・30平成23年(行ウ)第2号	日野川(和歌山県中部を流れる2 級河川)橋山ダム(多目的ダム) より治岸浚渫被却(一部業利・一 部被却下)
【248】	東京地判平成27・4・23金判 号133頁	本村健=吉原明成=伊藤正樹=井 澤木晋治=坂口尚史=堀田77頁 JR東日本信 託・資本取扱事業の取引手許可取消しに 係る株主代表訴訟(棄却)
【249】	東京地判平成27・6・15判タ 号1422号	新左近川(江戸川区公共溝渠)マ リナード柔軟止水栓を許可取消し(無効)
【250】	豊富地判平成27・6・22平成26年(行コ)第9号	別当川(2級河川、香川県)内海 講求(一部業利・一部被却下)
【251】	水戸地判平成27・7・17平成24年(ワ)第153号	霞ヶ浦(常陸利根川・利根川水系の1級河川) 湖沼水質保全特別指法指定 業者の基準請求(棄却)
【252】	広島地判平成27・8・6平成23年(行コ)第443号	長瀬川(山口県の2級河川木屋川 支川)賀茂川の支川の安 定期能業務物置立(原判決取消し・棄却)
【253】	福岡高判平成27・9・7平成23年(行ヒ)第771号	国営灘阜堤防工事への耐震化 門詔請(原判決一部取消し)
【254】	最(3小)博平成27・9・8平成26年(行ヒ)第107号・平成26年(行ヒ)第111号	最(3小)博平成27・9・8平成26年の公金支出来不正請求(上告棄却・ 不受理)
資料43		
【270】	札幌高判平成28・9・8平成28年(行コ)第10号	石狩川(1級河川)水山取木施設 の共有部分を有する日本製紙へ の地盤の固定資産税抵免を怠 る事業の違法許諾請求(控訴棄 却)
【271】	札幌高判平成28・9・16平成28年(行コ)第11号	石狩川(1級河川)水山取木施設 の防火用水に付き JR北海道への使用料微収を怠 る事業の違法許諾請求(控訴棄 却)
【272】	大版高判平成28・9・16判例地 方自治424号 77頁	水路(相模古所看管の法定外公 共物)への無許可のコンクリート 打設に対する相模原市の管理を怠 る事業の違法許諾請求(一部棄 却・一部被却下)
【273】	民船地佐世保支判平成28・12・20平成28年(行ヒ)第1号	石木川(長崎県の2級河川川柳川 支川)石木ダム融雪工事・導水道 施設の取引上告棄却(原判決取 消し)
【274】	東京地判平成29・1・25平成29年(行ヒ)第2982号	石木川(2級河川)辰巳ダ ム建設事業の取引上告棄却(原 判決取消し)
【275】	最(1小)決平成29・2・2平成28年(行ヒ)第42号	昭和水川(2級河川・金木町)辰巳ダ ム建設事業の取引上告棄却(原 判決取消し)
【276】	最(3小)共平成29・2・21平成28年(行ヒ)第278号・平成28年(行ヒ)第323号	昭和水川(2級河川・長崎県)路 木ダム建設事業への熊本県の公金支 出停止請求(上告棄却・不受理)
【277】	東京高判平成29・3・2平成27年(行ヒ)第202号	浅川(信濃川水系の1級河川・長 野県)浅川ダムへの長野県の公金 支出停止請求(持訴一部棄却・一 部被却下)
【278】	東京高判平成29・3・9判例地方 自治438号 33頁	水路(慶應市の法定外公共物)に 接する土地の固定資産税評価落 成決定取消請求(控訴棄却)
【279】	仙台高秋田平成29・4・26秋田市 平成27年(行ヒ)第4号	成瀬川(雄物川水系の1級河川・ 秋田県)成瀬ダム事業への秋田県 の公金支出停止請求(上告棄却・ 一部被却下)
【280】	仙台高秋田平成29・5・17秋田市 平成28年(行コ)第4号	成瀬川(雄物川水系の1級河川・ 秋田県)成瀬ダム事業への秋田県 の公金支出停止請求(棄却)
【281】	京都地判平成29・10・25平成 29年(ワ)第3716号	神田川(荒川水系の1級河川)分 水路新設事業に係る東京都の土 地取引の損害賠償請求(棄却)
【282】	東京地判平成29・11・29平成29年(ワ)第10926号	成瀬川(雄物川水系の1級河川・ 秋田市)成瀬ダム事業への秋田県 の公金支出停止請求(棄却)
【283】	山形地判平成29・11・6平成28年(行ウ)第1号	近畿の上山市治堰工場用地買 取工事公金支出来不正請求(棄 却)
【284】	東京高判平成29・11・29平成29年(行コ)第259号	阿賀野川(1級河川)新潟県水 資源申請業者分取権消却請求(一 部棄却・原判決一部取消し)

発行

特定非営利活動法人有明海再生機構

〒840-0041 佐賀市城内 1-5-14

TEL/FAX : 0952-26-7050

Mail : [npo-ariake@ceres.ocn.ne.jp](mailto:npo-ariake@ceres.ocn.ne.jp)

ホームページ : <http://www.npo-ariake.jp/>